

令和8年開成町議会6月定例会議 会議録（第2号）

令和8年6月21日（日曜日）

○議事日程

令和8年6月21日（日） 午前9時00分開議

日程第 1・一般質問 （11人、11項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	前田せつよ
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	星野洋一	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕副	町	長	石井護
教 育	長	石塚智久	参事（兼） 総務課長		山口哲也
参事（兼） 地域防災課長		小玉直樹	参事（兼） 福祉介護課長		中戸川進二
企画政策課長		大石卓哉	財務課長		高島大明
税務窓口課長		遠藤直紀	環境課長		井上昇
保険健康課長		土井直美	こども課長		奥津亮一
都市計画課長		柏木克紀	区画整理担当課長		川崎雄右
都市整備課長		高橋清一	会計管理者 （兼）出納室長		石井直樹
参事（兼） 学校教育課長		岩本浩二	生涯学習課長		田代孝和

○議会事務局

事務局	長	中村睦書	記	佐藤久子
-----	---	------	---	------

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

開会前ですが、議場内の皆様に周知させていただきます。本日、議場内に町の花であるアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様よりお借り受けたものであります。皆様に周知させていただくとともに、山本靖様の御厚意に感謝申し上げます。

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより令和8年開成町議会6月定例会議の第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

本日は日曜議会を開催しております。

早速、本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問の順番は、さきに抽せんて決定した順番で行います。

それでは、一般質問を行います。持ち時間は1人30分の時間通告制で行います。なお、持ち時間より早く終了しても、お手元に送付してあります、時間割のとおり行います。質問、答弁は簡潔にお願いします。

1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様、おはようございます。通告に基づきまして、1項目について質問させていただきます。

ホテル舞う水路と自然環境を未来へつなぐために。

本町をめぐる水路は、地域の基幹産業である農業を支えるとともに、美しい景観や歴史を今に伝える貴重な地域資源であり、町の大きなアピールポイントです。

しかし、昭和50年代の圃場整備で構築されたコンクリート水路は、施工から40年以上が経過し、老朽化が進行しています。

また、一昨年から昨年まで続いた文命用水取水トンネル工事に伴う長期断水は、ホテルをはじめとした水辺環境へ一定の影響を与えたものと考えられます。

私たち大人には、先人が築いた水路や農業・農村の営み、そして豊かな水や自然とともにある暮らしを将来の世代に引き継ぐ責任があります。

そのために、水路や自然環境を地域資源として保全・活用し、地域の魅力向上や交流人口の拡大へつなげていく必要があると考え、次の項目について問います。

1、水路の経年劣化によるリスクを、町はどのように把握・評価しているか。

2、ホテルが生息できる水辺の自然環境と美しい景観を目指した水路整備及び化学肥料を減らした環境に優しい営農の考えは。

3、水路が巡る町としての価値向上や地域資源として活用の考えは。

以上登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。清水議員の御質問、ホタル舞う水路と自然環境を未来へつなぐために、についてお答えいたします。

1つ目の御質問、水路の経年劣化によるリスクを、町はどのように把握・評価しているか、についてお答えいたします。

まず、水路の維持管理については、町民や自治会、農業関係団体などから御相談や御要望が寄せられた箇所について、現場の状況や周辺環境などを確認させていただいた上で、状況に応じて必要な補修を行っております。

町内には、川幅が数十センチから数メートルまで大小の水路が網の目のように張り巡らされています。

担当課である都市整備課においては、水路とは直接関係がない道路に関する業務や、官民境界の確認などのために町内各地に赴く際に、各現場周辺の水路の状況も都度確認するように努めております。

水路を適切に維持管理する上で、地域の実情についてより詳しく知る町民の皆様の声が大切であると考えております。引き続き、町民から寄せられる御相談や御要望について丁寧な対応を図ってまいります。

水路の経年劣化については、現状、護岸の目地部分の劣化や部分的に崩れた玉石による水漏れなど、部分的な老朽化を確認しており、前述のとおり、適宜必要な修繕を行っております。

水路施設全体としては、その機能は維持され、通水に格別な問題はないと捉えており、直ちに大規模の修繕が必要とされる水路はないものと認識しております。

次に2つ目の御質問、ホタルが生息できる水辺の自然環境と美しい景観を目指した水路整備及び化学肥料を減らした環境に優しい営農の考えは、についてお答えいたします。

まず、前段の水路整備についてですが、町の北部地域は、おおむね農業振興地域に指定されており、多くの水路は、農業生産の基盤をより強固なものとするために、神奈川県または町による圃場整備事業により整備されてきました。

一部未整備の箇所はあるものの、地域の農業従事者などからの御相談や御要望に基づき整備を進めておるところであります。

町の中部地域の市街化区域内の水路においては、これまで経験したゲリラ豪雨や台風等に伴う大雨による溢水なども踏まえ、整備を進めてきました。昨年度、榎本地区の水路約180メートルの整備が完了したところであります。

町として、日常のより適切な維持管理を行うことを重視し、開渠にすることを基本としております。

また、川床については、自然の状態を保つこと、護岸の整備は可能な限り自然石を使用することを基本とし、自然環境への配慮や生態系の保全、周辺環境との調和

を意識した維持管理に努めております。

後段の化学肥料に係る営農の考えについては、近年、環境負荷への関心が高まる中、化学肥料の過剰な使用による水質や土壌の劣化や温室効果ガスの排出などが課題となっていることは承知しております。また物価高騰も踏まえ、持続可能な農業への取組の重要性も認識しております。

一方で、化学肥料は農産物の成長や収量を顕著に高め、食料の増産と安定供給に貢献し、必要不可欠であるのも事実であります。

町としては、引き続き関係機関とも連携しながら、化学肥料の適正な利用と堆肥などの有機資源の活用をはじめとする環境負荷の低減に資する営農方法の両立を図ってまいりたいと考えております。

また、いわゆる有機農業についてですが、自然の力や生態系の循環を生かして行う有機農業は、化学肥料や農薬の使用低減による環境負荷軽減や、持続可能な農業の推進の観点から重要な取組であると認識しております。

一方で一般的な農法と比較して除草方法や病虫害対策が異なることなどにより、近隣農地への影響を懸念する声があることも事実であります。

町としては、農業は概して連担した農地で営まれることもあり、周辺農地との調和や地域住民への配慮が重要であると考えております。有機農業を含む多様な営農形態については、関係法令等の周知を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、営農者間の相互の理解の促進や、適切な農地管理に努めてまいります。

続いて3つ目の御質問、水路が巡る町としての価値向上や地域資源として活用の考えは、についてお答えいたします。

水路は、水資源に恵まれ、地下水100%の町、開成町を象徴する景観の1つとして捉えております。実際にこれまでも、町内の様々な施設の整備において、水や水路は開成町を表現し、その魅力を発信する重要な要素の1つと位置づけられ、まちづくりが進められてきました。

足柄大橋付近にある酒匂川ふれあい館においては、酒匂川の概要や歴史、水防工法などが展示、紹介され、学びの機会が提供されております。

町の玄関口である小田急開成駅の西口駅前広場には、噴水や水路が整備され、開成町らしさを表現するとともに、町民の憩いの場にもなっております。

町内の公園に関しても、金井島下河原農村公園、通称、あじさい公園には、水車が残されているほか、開成水辺スポーツ公園や、山王供養水辺公園、中家村公園などには水辺に近づき、水に親しむことができる空間が整備されております。

さらには、みなみ地区の土地区画整理事業においては、「水と緑のまち」をコンセプトに掲げ、地区内には鳥見行公園、せせらぎの小道、清水川緑道など、水や川にまつわる地域の歴史も大切にし、日々の暮らしに潤いを与える環境と景観が整備されました。

このように、町内には水資源にも恵まれ、地下水100%の美味しい水を有する街の特徴と魅力を表現するとともに、文命中学校という校名が示すとおり、酒匂川

をはじめとする河川とともに歴史を刻んだ町であることを大切にし、後世に伝えようとする施設が多数あります。

町並みも一体となって、田舎モダンの町というブランディングイメージの向上につながっているものと捉えております。

今後も開成町の魅力を大切にし、人と自然が調和した田舎モダンの町、開成町らしい道造りに努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では再質問させていただきます。再質問に関しましては、質問、答弁に酒匂川に少し触れられていらっしゃるように、質問も町内河川を含めて行わせていただきます。

まず、あじさいまつりが先週末に終了いたしました。大盛況でした。町内外の人々に開成町が、水路とアジサイが美しく、潤いに満ちたまちということが印象づけられたと思います。

また、今日質問にさせていただいていますホテルに関しましては、先月末に、5 月末ですね。瀬戸屋敷でホテル観賞会がございました。これについてちょっと町長に御所感を伺いたいと思いますけれども、一晩に約 4 0 0 名もの人々が瀬戸屋敷に訪れ、ホテルを見るために訪れました。ホテル需要のすごさを、私もおりましたが、とても驚きました。このホテルを鑑賞するイベントについて、これからのまちづくりと絡めて何か御所感抱いたことがございましたらお伺いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ホテルについて、私もその晩は瀬戸屋敷のほうに参りましたけれども、駐車場も満杯で、本当に多くの方がお越しになっていたということは、新しい驚きも感じたところであります。

また特に都会という表現が適切かどうかはちょっと分かりませんが、ホテルというものに対して魅力を感じる方々がいらっしゃる、かつ開成町のよさとしても魅力として十分発信できるものであるという印象と考えは持っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

私もそのように思いました。ホテル、すごく重要なファクターになり得ると思ったところです。

一方で、水路に関しましては、自治会要望などでも多数、浚せつ、土を取り除く

ことですか、草刈りをしてほしいという要望が上がっております。しかし、総合計画で記されているとおり、また過去の数々の議会での御答弁の中でも、老朽化で修繕が必要な箇所が年々増加していること。また、高齢化、宅地化、異常気象で今後の維持管理に支障を来すおそれがある。今のままでは何か支障を来すおそれがあるということが、町も認識されているということが今までもよく分かって伝わっております。その中で、あえて今回私は要定川の危険箇所を取り上げて質問させていただきます。

平均年齢が約70代後半という水利組合の方々が、町から委託という形で町内の二級河川、要定川の管理、堰のごみ取りをされております。川から田んぼにつながる堰のごみが詰まるとは、田んぼに水が流れないのでということでごみ取りをしています。二級河川のかなり大きな川です。その護岸、水路の壁にとんとんとはしごのように簡易的なUの字、実際は四角ですけど、それがついただけの階段を片足乗せられる幅を降りていっています。はしごにもひびが入っているところがございます。足元は、要定川は今深緑色の深い水面、底が見えないのですけれども、少しでも足を滑らせたら、後期高齢者の80ぐらいの方々にとっては非常に危ない。私も降りたいとは思いませんでした。彼らは今まで何十年も維持管理してきて、自分の役割として担ってきました。それがここに来て、もう怖い、限界だとおっしゃっています。

独自に調べますと、ほかの自治体では、電動でごみをかき上げる装置があったり、何か小さな、もっと小規模でも工夫された道具を考えているところがございます。

また自治体によっては、そこは受益者だから農家の役割でしょうとかたくなにせず、地域の方々と分担しているところもございます。ぜひこれは机上ではなく、現地に行って調べて、その場で当事者の方々と話し合い、安全第一、今、私安全第一だとは思いませんでした。安全のための早急な改善策を求めますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。二級河川に大きな堰がある。これについては要定川等について、改修された際に、従前あった農業用の堰について、川幅が大きくなったことによって、大規模改修された高規格の堰がある。こちらについては電動式という形の中で堰の操作はできるのですが、議員おっしゃっているとおり、その農業用水として取水をする口のところに関しては、網を張って、ごみが入らないような形を取っていると。その作業については、農作業、農業経営の中の一環という形の中で農業従事者の方が操作をいただいているという状況でございます。

こちらについて、その堰の状況によって、その安全性がどうだという形で御指摘でございますけれども、なかなかその高齢化であったりとか、いろいろな諸問題があるのかと思いますので、現地を確認しつつ、関係課ともよく調整しながら、こういった問題については対処していきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

二級河川の高齢化による管理の難しさは、ちょうど1年前同僚議員の一般質問への答弁でこれから検討しますとされていて、1年たっているところですので、ぜひ具体的な改善を求めます。

次、水路にまつわる多くの声、本当に歩くたびにお聞きするような状態です。現状は見て、またたくさん耳にしまして、全体的に職員さんの巡回が足りないのではないかなという印象を私は抱いています。

2つ例を挙げます。1つは、その二級河川のごみ、これは商業施設や県道と隣接して、人通りが多いこともありまして、ごみがやはりどうしても多くなってしまう。繁茂した草に埋もれるペットボトル、また南下して散歩道を進みますと、いつから草に引っかかっているのだろうというビニール傘があったり、川底にキックボードや複数の自転車が沈んでいたりします。

近くの方々はもう慣れてしまっているのです。それで町に何も言わないのかもしれないのですが、巡回していれば、あじさいまつりで、一方できれいな町と評価されているところでこの状態は、と思わないわけがないと思ったのです、巡回していれば。

もう1つ答弁で、酒匂川沿いの酒匂川ふれあい館に触れられていました。これは水辺公園より少し南にある小さな建物です。この施設に3つある大きな水槽、これは本来は酒匂川の生き物が泳いでいた水槽ですけれども、あじさいまつりで来訪者が増えている期間も忘れられたように、もうずっと長いこと空っぽです。子どもだけでなく大人も水槽があると見て、何もいないという状態を私は何度も目にしています。どちらも県の施設ですけれども、町は町の中でどのようにその施設が、その場所が活着しているかを把握して、伝えるという役割があると思います。

また住民と町の職員、町の職員と県、巡回することで自然ともっと近しい関係を生むものだと思います。そこで町長に伺いますけれども、今、町の職員さんの中には町外に住む人も多いと伺っています。水路の要求とても多いですが、巡回して小出しにキャッチしたほうが円滑になるというメリットもあるのではないのでしょうか。担当課に限らず、業務の中に積極的に町の巡回を入れる考えについて伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問ありがとうございます。実際に、例えば土木技術職の人数は15名ですけれども、他市町に比べては明らかに多いです。あとは都市計画課、都市整備課、環境や地域防災も含めて、職員の人数という意味では不足しているという認識はございません。

それで町外にお住まい、町内にお住まいという、そういった居住地の視点もありますけれども、町内をどこまで回っているのだとか、知っているのだという点に関しては、仕事としてはしっかりと責務を果たし、町内もしっかりと見てもらっているものとは認識しています。その上でさらにもっと地域のこと、特に例えばお住まいの場所の視点で言えば、町外に住んでいるから、開成町のことをよく知らないのではないかみたいなことについては、一定の課題はあるかなとは思っております。

いずれにしても、最低限責務を果たしてもらいながら、自分たちが働く町として開成町というものをよく知ってもらいたいということは、この水路に限らず、努めてまいりたいと思っております。

あと一方で、要定川にしても、酒匂川のふれあい館にしても、やはり県の施設であるということも事実としてあります。もちろん連携は大事なのですが、一定の役割分担みたいなものも、現場ではありますので、その辺りは一概に責任という言葉が適切かどうかは分かりませんが、町が果たすべき役割と県に果たしていただく役割というものもそれぞれあるのかなという思いもございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

もちろん今、私が申しあげました課題と言える状態は、職員さんの数の不足の問題ではございません。

また役割分担も、県が管理すべきだと思われるなら、そのように要望する。現状を捉えれば、そのような何か県に対する動きは何かあるはずです。

今、水路をどうにかという声が大きいのですけれども、その改善案として、私はホテルが住む水路を復活させようなど、分かりやすい具体的な目標を掲げて、日頃の環境美化の意識を醸成することや、クリーンデーを盛り上げることを提案します。有償ボランティアの取組もされていることは承知しておりますが、それとは別に、この町にはあじさいのまち開成町自治基本条例や環境基本条例があります。それに立ち返れば、町民が主役であり、動くことです。庁舎の皆様はそれを盛り上げるということができると思います。

この町の誇りであるきれいな自然環境を大事に、そしてホテルがいる環境をよみがえらせようなど、具体的な目標とストーリー性を加えて、楽しげにクリーンデーを盛り上げるようなこと、企業さんも事業者さんも巻き込んで、そのように提案しますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。クリーンデーということで、環境課のほうで所管してございますので、議員おっしゃるとおり、今クリーンデー、

自治会の参加者が減ってございます。代わりに企業さんのほうが参加者が増えているというような状況です。

議員がおっしゃられるように、では水路までやっていただけるかと。作業内容までちょっとなかなかこちらで指示等はできませんので、ただ協力してきれいな環境、きれいな町をつくっていただきたいをお願いしつつ、参加者の増に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からもコメントさせていただければと思います。ホタルの前に、やはり協働というものに対しては、今回の日曜議会でも別の御質問いただくかと思うのですが、とても大事だと位置づけていますし、町としても実際、それをサポートするような、もしくはそれを促進するような補助金制度も有しております。

ホタルに関しましても、現在も開成町ほたるの里づくり研究会の皆さんとか、あとは活動は、まだこれからという位置づけかもしれませんが、開成町ホタルの里プロジェクトということで御提案をいただいている団体さんもございます。私としても、ぜひそのような活動を活発化し、町としても応援していきたいと思っております。

町として旗振りをしながら、ホタル、いなくなったわけではないので、今年もありがたいことに町内でも何か所かで、実際観測されておりますので、もっともっと増えるようにという取組を、町主導で行うかどうかにつきましては、これからの課題とさせていただきます。まずは協働促進という点で、町民の皆さんに、ぜひその辺りに取り組んでいただき、町が応援するというのが、まずもって現時点では理想かなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番（清水友紀）

ホタルに関しましては、町民の皆様の動きがとても前向きであるということを伺いました。

ではそれを受けまして、別の提案ですけども、神奈川県には独自の税がございます。県民税に加える形で、水源環境保全税というのがありまして、私たち納税者1人当たり月に60円から70円ぐらい毎月払っています。その税の目的に合う補助金を受けるには、水質モニタリングを今やっていますが、それだけではなくて、ホタルの研究団体などへの補助というのが、もう実例で上がっています。それはホタルの研究と育成だけではなくて、水質の保全と再生、再生の活動には、水質調査や清掃も含まれます。こういった地域を巻き込んだ地域密着の取組が必要になります。

そこで事業者や子どもから大人を巻き込んで、ホテルを自分の地域でも飛ばしたいという具体的な希望を持って、クリーンデーの参加などの自然な流れをつくること。このように県・国の補助を使いながら町民活動支援することを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御提案ありがとうございます。検討の余地はあると思います。決してネガティブなことをお伝えしたいわけではないのですけども、ただ現実的にクリーンデーも、川のしゅんせつをやっている箇所とか、人数というものが減り続けています。ゆえに有償ボランティアという形で、将来のそういった作業を担っていただける方々の発掘・育成に努めておられるというのが現実ですので、クリーンデーで、そこまでの思いで活動してくださる方が現実にはいらっしゃるかどうかと考えると、ちょっと冷静に見ていかななくてはいけないのかなという印象もあります。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

今、サッカーワールドカップですね。日本チームや日本人観光客というのは掃除が素晴らしいと、世界から絶賛されているのですね。それはやはりそうしたメディア、SNSで表に出るので、輪をかけてその行動を後押しすると思っています。なので今回あじさいまつりでも、SNS効果を実感されたと思います。これは町ができることだと思います。クリーンデーの盛り上げ方も工夫次第で、町民の参加を増やすことができると思っています。

これからに関しましてですけども、あと水路が町全体を動脈のように流れているこの開成町で、その先人の技術も注目に値します。

時間がないのですけれども、私は、松田町や、大井町と開成町を挟む酒匂川の下をすごく大きなトンネルが通っている。サイフォン効果で、水が開成町から大井町酒匂川を挟んで行っているという技術に大変驚きました。このように、水や水路は流域自治体との交流も生んでいます。

これから町民の声が水路に関してあったとは別に、近隣の町でも水が注目されているという背景があって、今回取り上げています。

山北町では、新東名がつながることで、全国からこれから注目を浴びます。酒匂川支流とそこにかかるアーチ橋がクローズアップ絶対されます。そこに便乗して、開成町、県西一帯を盛り上げるには、水、水路で話をつなげることというのは、とても大事だと思います。

その主導を開成町がぜひ取りましょうという気持ちでいます。そこへの道筋も兼ねて、改善すべき現状を今日表しまして、また提案を行いました。

私は個人的にホテルが乱舞するというのを見たことがないのです。なのでそのようなのも見てみたいなのというのも実は個人的な夢でもあります。

このように今回は、町民の動きで盛り上げるという町の姿も、未来にホテルの光とともに見えたのではと思いますけれども、町長に改めてこれからのまちづくり、自然環境、ホテルに関して思うところを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御提案ありがとうございます。水に関しまして、エリアとして積極的に発信ということは、現在、県の観光事業とかも含めて、実際に行っているところもあります。

それを開成町がイニシアチブを取って主体的な動きを取っていくかということについては、鋭意努力しますというコメントしかできないのですが、いずれにしても魅力であるということは十分認識しておりますので、今回のあじさいまつりで開成町の水道水を来場者に飲んでいただくというふうな新しい試み等も、その文脈においては、我々としては、魅力発信していこうという行動の一環と御理解いただければと思います。

いずれにしても、当初の答弁でも述べましたが、水と水路ということは、開成町の歴史と現在の田舎モダンというブランドイメージに、町で大切にしていかなければいけないものだということは十分認識しておりますので、協働の町としても、町民の皆さんのお力も借りながら、今後もまちづくりに十分生かしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ぜひ現場の声を聞いていくことというのも念頭に置いていただきたいと思います。

このような立派な総合計画を開成町はつくりました。「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち開成」ということです。条例も数々関連のものがございます。改めて振り返って、これから未来ある開成町に期待したいと思います。

以上で一般質問を終えさせていただきます。

○議長（山本研一）

これで清水議員の一般質問を終了いたします。

続いて9 番、佐々木昇議員どうぞ。

○9 番（佐々木 昇）

皆様おはようございます。9 番議員、佐々木昇でございます。本日は、通告に従いまして1 つの項目について質問させていただきます。

子どものスポーツ環境整備策は。

近年、少子化に加え、子どもたちのスポーツ離れが進み、各種競技における競技

人口の減少が全国的に課題となっております。

地域の少年少女スポーツ団体やクラブ活動などでは、団員不足により単独チームの編成が困難となるケースや、活動そのものの継続が難しくなる事例も見受けられます。本町も例外ではなく、町内の少年少女スポーツ団体の中には、団員不足により団体運営に苦慮されているという声も聞かれております。

スポーツは子どもたちの体力向上だけではなく、礼儀や協調性、創造性などを養う重要な教育の場であり、また、地域コミュニティの形成にも大きな役割を果たしていると考えております。

子どもたちが身近な地域で安心してスポーツに親しみ、継続して活動できる環境を維持していくことは、今後ますます重要であると考えます。

そこで、次の項目について町の見解を伺います。

1、本町における子どもの競技人口減少の現状把握と見解は。

2、町内少年少女スポーツ団体への支援の現状は。

3、子どもたちが継続してスポーツに親しめる環境づくりについて、今後の取り組みは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、佐々木議員の御質問、子どものスポーツ環境整備策は、についてお答えいたします。

まず1つ目の御質問、本町における子どもの競技人口減少の現状把握と見解は、についてお答えいたします。

本町の子どもたち全体を対象にした競技人口を把握するためのデータはございませんが、少年少女スポーツ団体に限れば、直近3か年ではありますが、現状を把握しております。

現在、町の少年少女スポーツ団体として、少年野球、少年サッカー、ミニバスケットボールが男子と女子1チームずつ、剣道、バレーボール、タグラグビー、バドミントンの合計8団体が活動しております。

これらの団体から提出されている名簿によりますと、各スポーツ団体の所属児童数は増加傾向であり、全児童数に対する割合も増えております。

また、近年では、子どもたちのスポーツの選択肢は、従来の少年少女スポーツ団体だけでなく、広域のクラブチームや格闘技など多岐にわたるようになり、自ら望む種目や取組方に合ったフィールドを求め、広く選択できる環境にあります。

昨年度は本町の中学生が、キックボクシングの世界チャンピオンになるなど、すばらしいニュースもあり、開成町トップアスリート大会出場奨励金の子どもたちへの交付も増えております。

このように選択肢が増えたことで、子どもたちの活躍の場の広がりや、その環境

も充実しているものと考えております。

2つ目の御質問、町内少年少女スポーツ団体への支援の現状は、についてお答えいたします。

少年少女スポーツ団体には、少年少女スポーツ活動を推進し、スポーツ少年少女健全育成を図るため、開成町体育振興補助金として1団体当たり年額2万円を補助しています。

また、少年少女スポーツ団体を含む社会体育団体については、構成人数等の要件を満たす場合、一部を除き、社会体育施設の使用料を減免し、無償としています。

メンバー募集についても支援を行っており、町民センターに各団体が作成したメンバー募集ポスターを掲出しています。

また、令和6年度からは、スポ・レクフェスティバルの会場で特設のコーナーを設けて、ポスターの掲出やチラシの配布ができるようにしています。

さらに本町は、けがの予防を念頭に置いたスポーツの取組を昨年度から始めており、少年少女スポーツ団体を含めた社会体育団体の指導者、スタッフ等を対象に、スポーツ指導者セミナーを開催しています。

3つ目の御質問、子どもたちが継続してスポーツに親しめる環境づくりについて、今後の取組は、についてお答えいたします。

佐々木議員のおっしゃるとおり、スポーツは子どもたちの体力向上だけでなく、礼儀や協調性、創造性などを養う重要な教育の場であり、また、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たしているものと考えております。

本町では、子どもたちが継続してスポーツに親しめる環境づくりのため、様々な取組を行ってきております。

まず、町のスポーツであるパークゴルフでは、町パークゴルフ協会等の各団体の連携・協力の下、子どもを対象としたパークゴルフ教室を実施し、今年度は初めて子どものみを参加対象としたパークゴルフ大会が開催される見込みとなっています。

また、昨年度新たに中学生以下を対象としたマラソン大会出場補助金を創設し、多くの小・中学生に御活用いただきました。

同じく昨年度から、けがの予防を念頭に置いてスポーツに取り組むことが子どもたちが安全に、また継続してスポーツをすることにつながるため、今後もスポーツ指導者セミナーを開催し、多くの関係者に参加してもらえよう、努力と工夫を重ねていきます。

中学生については、水辺スポーツ公園の指定管理者の提案で、サッカーや野球などの部活動が水辺スポーツ公園で実施されています。これは文命中学校のグラウンドにおいて、野球とサッカーといった同時に実施するには窮屈であろう部活動への配慮であり、今後も子どもたちにのびのびとスポーツをしてもらうため、積極的に利用してもらいたいと思っております。

少年少女スポーツ団体については、引き続き各団体の魅力を発信するサポート等を行い、安定的なクラブ運営の基盤づくりを支援いたします。

その中で、少年野球については、昨年度、スポ・レクフェスティバルにおいて、横浜DeNAベイスターズとのコラボレーションを実現し、プロの世界に触れる機会をつくることができました。このような取組を今後も継続していきたいと考えています。

これからも教育委員会では、老若男女がスポーツや文化により親しめるよう、引き続きバランスを意識して、環境整備に努力をしてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ただいま教育長から一定の答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

質問する前に、私は、この質問をするときに、話を伺った方々が、各少年少女スポーツ団体の方が多かったもので、主にそちらの関係の質問になるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、各スポーツ団体の所属児童は増加傾向にあるということでしたけれども、この辺どういったデータなのか。10年単位、また、コロナ禍以前から見た中でのデータというのは、どうなっているのか分かるかちょっとお聞きします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。文書の保存年限の関係で、遡れるものが先ほど教育長からの答弁にございましたとおり、3年分のみというところ、そういったところで3年間というところ。

それと、何のデータに基づいてということですが、こちらは社会体育団体として少年少女スポーツ団体を含む各団体に毎年御登録をいただいています。この登録をすることで体育施設の使用料が減免になったりとか、そういったメリットがございます。そのときに提出書類として出していただくものが、その中の1つに名簿があると。これに基づいたデータということで、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

3年間のデータということですが、これ町の認識、把握というものが、私も関係者の方に聞くと、やはり減少傾向にあるというような御意見いただいているのですけれども、この辺が町の考え方がちょっと世間とずれているのかなと思うのですけれども、この辺現場目線、また、現実的な捉え方、そういったことでも、データを捉えて行政運営していただきたいと思います。ちょっと時間ないので、ここはこれまでにしておきます。

続きまして、施設の関係について伺いたいと思います。

本町では、県西地域の2市8町で、広域スポーツ施設相互利用というものを行っておりますけれども、これはいつから始まったのか。これはまた、町民への周知というものはしっかりできていると考えているのかちょっとお伺いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。このスタートの時期については、残念ながら資料が残ってございません。少なくとも、かつて合併の協議が行われた仕組み、広域市町村圏協議会というものが、県西地区にございまして、その中で決定してきたものというところでの捉えということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ちょっとこれ私も後でもう一回調べさせてもらいますけれども、そんな昔から私も南の施設とか使いますけれども、料金、何年前、市民の方と違ったような気がするのです。すみません。これも私も研究させていただきます。

また、これと別に、秦野市さんと大井町、中井町、松田町さんの間で相互利用、これを締結されているということがありますけれども、こちらとは関係があるか分からないのですけれども、総合体育館の関係で、ある開成町の子が、違うスポーツ団体の子と一緒に行動していたということで、そこで行った施設が、開成町とは相互利用の関係がなかったらしくて、その子だけその施設に入れさせてもらえなかったというような話を聞きました。その子は相当ショックだったと聞いておりますけれども、近隣の施設で、こういうことが極力ないように町としてしていただきたいと思っておりますけれども、町としてこれは何か対応は考えられるのか、お伺いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

秦野市さん、中井町さん、大井町さん、松田町さんの1市3町の広域行政推進協議会というものがあまして、その中で施設を決めて、相互利用を行っているという仕組みがどうやらあるということで、こちらについては、開成町はこの仕組みに入っていないので、登録されているものに同じように利用していくというところでは、なかなか難しいのかなというところがあるかと思えます。

ただ2市8町、先ほど御質問に私が答えられていなかったのですが、県西地域の広域でのスポーツ利用に関しては、小田原市中心に周知をして、同じように利用ができるように、ここについては各市町ともっと連携して、活用がもっとできるよう

に、同じようにそれぞれの自治体の子どもが、今、議員からお話があったような、つらい目に遭わないように徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

自治体間で様々な関係あると思いますけれども、これは子どもたちがよい体制で競技できるように、町もできる限り努力していただきたいと思います。

そして、施設の関係ですけれども、本町開成水辺スポーツ公園、こちらでございますけれども、こちらで部活動の実施もされているということでしたけれども、少年少女スポーツの団体さんが使用する場合に、何か減免などの優遇措置、こういったことは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

水辺スポーツ公園については、指定管理者制度を導入して事業を運営している施設でございます。こちらについては、本来、開成町の団体が利用する場合、費用がかかると、町の社会体育団体全てが、こちらを利用するのに、減免の対象とはならないという施設となっております。そういった面で減免をするのはなかなか難しい施設なのかなというところです。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

はい、分かりました。今、施設利用に関しましては、管理者さん、こちらも御配慮いただいているということも聞いておりますけれども、利用料金こちらどうしても発生してしまいます。また、それ以外でも、各団体さんが活動を行うに当たって、先立つもの、運用費、こちらかなり必要になってくると思いますけれども、これは私が聞いた中では、団員数が減ってしまっていて、会費を上げることも考えなければいけないというようなことも聞いておりますけれども、そういったところでも苦慮されている団体があるようですけれども、そこで補助金の活用、こちら1つの考えかなと思います。

現在、御存じだと思うのですが、神奈川県でスポーツによる地域活性化の推進に資する事業に連携して取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付しますということで、補助率3分の1という、この辺ちょっと微妙ですが、補助上限額が100万円ということで、活用に当たっては、かながわスポーツ・プラットフォームというところに登録をしている団体さんが、いなければいけない

ということですがけれども、こちら本町では、開成町総合型地域スポーツクラブさんが、この登録団体になっております。町として、こういったものを活用しながら、先ほど答弁にございましたD e N Aの野球の横浜ベイスターズとのコラボレーションとか、今後も各団体の魅力を発信、サポートするというようなことも言っていましたけれども、そういった取組に、町としてサポートするという考えも考えられますけれども、町としてこの辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。当該補助金につきましては、これまで行っていなかった新規事業が対象になるということで承知してございます。

また事業費の3分の1というものが補助の対象額となるところなのですが、これもまたかなり細かな制約がございまして、例えば、事業をやる中で、大会をやったらその賞品が発生したりしますが、その賞品代とかが対象外になってしまうとか。なかなか現状だと扱いが難しいのかなというところがございます。

ただ、今年度につきましては、町のパークゴルフ協会、それとプラットフォームになっています開成町として連携してこの補助金を青少年向けに使っていくということで、先ほど答弁にありました。子ども向けのパークゴルフ大会、これを実施する予定となっております。

同じように、青少年スポーツ団体から新たな事業でこんなことを考えているようとか、そのようなお話があったときには、積極的にこのような補助金も使っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

補助金の使い勝手というようなお話もございました。この辺を有効活用するというのも、町のサポート、また、こういったものを各団体さんが自ら認識するというのも難しいので、こういったこともありますよというような発信も町としてしっかり行いながら、うまく活用できるのであれば、しっかりサポートしてやっていただきたいと思います。

続きまして補助金ですがけれども、青少年スポーツ団体には、開成町体育振興補助金として、1つの団体に2万円、年額2万円を補助しているということですがけれども、こちらたしか昨年ですか、1,000円増額されたと思うのですがけれども、この辺の確認です。またこれは何年ぶりに増額されたということなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。こちらの補助金については、確かに昨年度増額をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、平成12年に補助金を、この補助金に限らずですが、5%カットというような取組がございまして、その中で1万9,000円という補助金が平成12年から始まっています。そこから四半世紀近くその額で補助をしてきたところですが、昨年度子どもの事業というところもありますので、かつての補助額に少しでも足しになればというところで挙げさせていただいたような次第でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。多少なりですけれどもということでしたけども、再度この増額1,000円にしたこの根拠というものをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えします。各団体の8団体、決算状況についても、各団体から提出をいただいています。こちらについては、中には繰越額がもともと大きくあって、それを年々削っていっているよという団体もありますが、大体の団体でほぼほぼ前年度と同額の繰越額というような実績状況だったと。ただ、各種大会等に参加するに当たって、その参加費だとかが値上げされているというような情報もありましたので、一律にというところもございまして、1,000円アップというところで5%、2万円というような形にさせていただきました。こちらについては、金額として1,000円だけというところがあるかもしれませんが、事務的には、あくまでも決算上、大体追いついているところ。それと金額ベースではかれない部分、監督、コーチだとか、スタッフの皆さんが、ボランティア精神の下で子どもたちのスポーツ環境の充実を図ってくださっていると。そういった部分が推しはかれない部分がございまして、そのような対応をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。課長、もっと張り切って答弁していただけるのかなと思ってあれしたのですが、ちょっと時間早いですけれどもこれで私最後の質問になるのですけれども、町長に伺いたいと思います。1,000円ですけれども増額されたこれ、私も気持ちは非常に評価させていただきますけれども、今の時代に年額1,000

円の増額というのも寂しいかなと思っております。

これは私の知っている山神町長は、これで納得するような町長ではないと思っておりますけれども、ぜひ改めて補助金の増額をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、これは最後の質問になります。本質問に対しまして、総括的な見解ございましたら伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず全体的な話からなのですけれども、子どもたちが中学生も含めて、スポーツというものは極めて大事だと思っております。それは佐々木議員がおっしゃったような要因以外にも、居場所だったり、つながりという意味でも、とても大切だと思っております。

部活動等も含めて開成町は、子どもも多くて人口も増えていて、スポーツするにも選択肢がいっぱいあるということは極めて貴重な価値だとも認識しています。ゆえに全面的にサポートしていきたいという思いは非常に強くありますし、その思いの表れとして、1つは、マラソン大会への参加補助等も実施させていただいているところでございます。

それで団体への補助金につきましては、就任当初に、ちょっと表現は気をつけなければいけないのですけれども、私の中では、これは非常にさびしいという思いは非常に強くあって、増額ということで具体的に動いたのですけれども、やはりぶち当たる壁は、個人で運動している人はどうなのですかと。いわゆる公共、公平性、平等性の観点からすると、そこだけ増額するということが、なかなか正当化されない現実もあります。なので、ちょっと知恵も絞りながらあとはいろいろな仕組みの中で自主的に、経済的な支援ということも可能かと思っておりますので、その可能性も引き続き探していきたいなと思っております。

あと自治体間での相互の利用につきましては、それは秦野市さんとほかの足柄上郡の3町との間での個別の取組かと思うのですけれども、我々は2市8町でしたか、施設の相互利用の協定を結んでおります。その中では相互に同じ料金でということになっていますが、これはメリットでもありますけれども、水辺スポーツ公園等において、町民価格とか、減免とかということがすごいやりにくい弊害にもなっているのも事実でして、ここも長年続いている課題ではありまして、何とかスポーツを活性化するために、そのような仕組みづくり、例えば料金設定というのもできればという思いはあります。

明確な答えというわけにはいきませんが、考え方、思いとしては、以上のとおりであります。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

ありがとうございます。これまでも開成町子どものスポーツ環境整備策、この辺を積極的に取り組んでいただいていることは私も承知しております。

補助金につきまして、今後難しい課題ではあると思いますが、ぜひ増額に向けて頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩いたします。

再開を 10 時 15 分とします。

午前 10 時 00 分

○議長（山本研一）

再開します。

午前 10 時 15 分

○議長（山本研一）

引き続き、一般質問を行います。

6 番、前田せつよ議員どうぞ。

○ 6 番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号 6 番、前田せつよです。通告のとおり質問をいたします。

予防接種履歴の見える化で健康づくりを。

予防接種には、「定期接種」と「任意接種」がございます。定期接種は、予防接種法に基づき実施し、対象者全てに推奨され、公費負担があるため、基本的には無料、または少額の自己負担で受けることができます。

一方、任意接種は、法律で義務化されておらず、個人の判断で受けるもので、自己負担となります。

しかし、住民の健康を守り、感染症を予防するため、経済負担を軽減するために、任意接種において、町独自で助成制度が行われることがございます。

本年、RS ウイルス母子免疫ワクチンは定期接種化され、近年、带状疱疹及び新型コロナウイルスワクチンも定期接種化され、感染症予防に寄与してございます。

こうした状況の中、予防接種は、ワクチンの種類や接種スケジュールが複雑化しており、町民からは「分かりにくい。履歴を知っておきたい。」との声がございます。

現在は、予防接種などの情報をオンラインで確認できるマイナポータルはあるものの高齢者は十分に利用しているとは言えません。

そこで、予防接種履歴を各自で確認しながら健康維持に役立てることができる予防接種記録シートの作成を提案いたします。

次の項目について問う。

1、带状疱疹、RSウイルスワクチン接種等の状況は。

2、予防接種記録シートを作成する考えは。

以上でございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

前田議員の御質問、予防接種履歴の見える化で健康づくりを、についてお答えいたします。

改めてではありますが、予防接種は、予防接種法で定められた「A類疾病の定期接種」と「B類疾病の定期接種」、予防接種法で定められていない個人の意思で接種する「任意接種」の3つに分類されています。

これらの予防接種の費用負担については、「A類疾病の定期接種」は全額公費負担「B類疾病の定期接種」は一部公費負担となります。「任意接種」は原則自己負担となりますが、町民の経済的負担の軽減の観点から、町独自の制度として、接種費用の一部を補助する場合があります。

また、高齢者の新型コロナウイルスワクチンが令和6年度から、高齢者の带状疱疹ワクチンが令和7年度からB類疾病の定期接種に、RSウイルス母子免疫ワクチンが令和8年度から、「A類疾病の定期接種」に、それぞれ位置づけられました。このように、政府において「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」を基本に、順次、予防接種法の対象疾病が追加されています。

1点目の御質問、带状疱疹・RSウイルスワクチン接種等の状況は、についてお答えいたします。

まず、带状疱疹ワクチン接種についてお答えいたします。

带状疱疹は、過去に水痘にかかったときに、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、ときに痛みを伴う水ぶくれが出現する病気で、70歳代で発症する方が最も多くなっております。

本町では、令和6年度に任意接種である带状疱疹ワクチン接種について、50歳以上の方を対象に、接種費用の一部補助を開始しました。

また、令和7年度からは65歳以上の方の予防接種については「B類疾病の定期接種」に移行しております。

接種件数は、令和6年度は任意接種ですが、248件、令和7年度は任意接種が106件、定期接種が659件となっています。

なお、65歳以上の方の带状疱疹ワクチン接種の定期接種への移行に伴い、任意接種に対する接種費用の一部補助については、今年度をもって終了することとしております。

次に、RSウイルス母子免疫ワクチン接種についてお答えいたします。

RSウイルスは、小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、生後1歳

までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも一度は感染するとされております。

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体を作ることができないとされております。

RS母子免疫ワクチンは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンで、今年度から「A類疾病の定期接種」に位置づけられております。

4月の接種件数は15件でした。4月の開始以前に勧奨通知を送付した件数が32件であったことから、約半数の方が接種されたと捉えております。

引き続き、対象者には、妊娠届出時や妊婦を対象としたアンケート配布時などの機会を利用し、周知を図ってまいります。

2点目の御質問、予防接種記録シートを作成する考えは、についてお答えいたします。

近年、定期接種の追加などによって、特に高齢者のワクチン接種の機会が増え、予防接種歴の管理が煩雑になっているものと思われませんが、予防接種の履歴については原則として御自身で管理いただくものと考えております。

町としては、これまでどおり、予防接種歴に関するお問合せへの丁寧な対応に努めてまいります。また、マイナポータルで予防接種歴を確認できることや、御自身で予防接種歴を管理するためのツールとして、予防接種記録シートが国立健康危機管理研究機構によって提供されていることなどの周知を図ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきました。再質問に移らせていただきます。

最初の質問のほうで、小項目の2つ目の予防接種記録シートを作成する考えは、についての再質問を先にさせていただきます。

今、町長答弁の中で、私と共通認識をさせていただいた点は、高齢者の予防接種歴の管理が煩雑になっている。いわゆるややこしくなっている。複雑になっている点等と、あと予防接種記録シートの活用をすることと、この点については、共通の認識をいただいたと理解をしております。

そこで、今の御答弁の中に、予防接種履歴に関するお問合せへの丁寧な対応を町で行っていくというところも御答弁いただきましたが、結局、最後のほうに、国立健康危機管理研究機構のホームページからダウンロードをして、この予防接種記録シートを活用してくださいという御答弁でした。その御答弁、いかがなものかと正直これは山神町長の御答弁かなと、首をかしげる内容でございまして、本当に苦慮いたしました。

そこで私も今回の質問をするに当たりまして、この国立健康危機管理研究機構のホームページをのぞきますと、それはさすが国立でございます。様々なデータが本当でございます、この予防接種の記録手帳なるものは14ページにわたり、ファクトシートなるものもあり、また予防接種記録カードなるものもありまして、情報量がそれはそれは多くございました。

私がもし町民だったら、そののどこどこをチョイスして、この予防接種記録シート、開成町に沿った記録シートを作ろうかなと。申し訳ないですけど、作る気にはなれません。

県内の町を見ますと早速、予防接種記録シートというものを作成して、町民に展開している町が幾つかございます。

その町の1つ、2つというところで、2つの町の状況を見ますと、ちょうど私の手で持っていますけど、このサイズで、この手のひらサイズに全て町民に関わるワクチンのことが接種日ですとか、様々書き込んで、御自身で管理できるので、お薬手帳に挟んで使ってくださいねと、町内ではそれが展開されているところがございます。

山神町長、いかがでございましょうか。例えば、予防接種記録シートですが、本町の節目年齢の方にまずは送付して試行してみるというお考えについてお尋ねをしてみたいと思います。

特に65歳の方は、ワクチン接種券を最初に手にする町民でございます。本年の1月1日、住民基本台帳の開成町人口における65歳の方は152人いらっしゃいます。この152通、接種券と同様に、町で作った手のひらサイズの予防接種記録シートを同封して、試行的にこれを行うという政策についての町長のお考えを問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

もちろん私は現場での実際の事務というものを携わっているわけではありませんので、一部推測も含めながらも、現場等のいろいろな情報意見交換の中で、やはり費用対効果みたいなものだと思います。もちろん議員おっしゃるようなサービスがない場合とある場合、あったほうがいいに決まっています。あとはそこに要する費用というのはお金というよりは労力に対して効果というあたりを勘案したときに、原則は御自身で管理していただけるとありがたいという結論に現時点ではなっております。

と申しますのは、私の知る限りですけれども、ワクチン接種の、例えば頻度とか、毎年毎年あるものではない。それを町がこのような形で提供したことによって、忘れないとか、必ずこれを接種するという行動に移るかどうかと考えると、ちょっと正直この労力を費やすだけの効果が得られるかどうかという期待が、そこまでは現時点では至っていないというのが実情でございます。よって、そういったサービ

スについて全面的否定するものではありませんので、そういったことに作業に時間を割くことによって、もちろん、日頃からそんなに忙しいのかみたいな議論は別途あるわけですが、ほかのより大事なことに對して、労力と時間を割けなくなってしまうという、そのトータルで考えて、こちらの御提案に対しては御自身で対応していただけるとありがたいという結論に現時点ではなっております。

以上です。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

ただいま町長の答弁ですと、この作業効力、作業にどれだけの担当課が御負担になるのかということの想像の域でございますけれども、先日もフレイルサポーターの測定会に参加しまして、そのときに前回のデータと今回のデータをその場でパッと P C で打ち込んでいただいて、私は 20 名の参加のグループの地元自治会に参加したのですが、本当にお一人お一人に、誠に分かりやすいデータを打ち込んで、さらにコピーをして、1 枚 1 枚にお渡ししていたと。それに比べると、このワクチン履歴のカードは、どう見ても、そんなにさほど作業内容がかかるものではないと私は確信するところでございまして、現時点では考えていないという町長の御回答ですので、今後のありように期待しつつ、さらに質問させていただきますけれども、今回私予防接種の記録シートのことを質問しようと考えましたのは、町民の方の様々なお声を聞いたからでございます。

この今まで自分がどんな予防接種したのかなということを、その話題に触れましたら、「前田さん、それがあれば安心だね」と。自分でも、いつ何の注射を打ったのかも忘れてしまうと。また幾種類もあるから、いつやったのかととかいうようなことも見返しができると。また何よりも独り暮らしの女性の方ですけど、たまに娘が来て、そういう風邪をひいた時分ですとかに來たときに、いつ何の注射を打ったかということを伝えるのに、しっかりと正確に伝えられるというようなお話もありました。

やはり町民の健康を守るということと、それが分からないために、その都度、その都度、町役場の担当課に私いつ接種したのですかねと、その都度その都度お電話をして、その電話を対応するという労力に比べたら、ここで予防接種記録シート、この手のひらサイズのごく簡略されたものでございますけれども、それを作ったほうが、どう考えても有効だと私は考えるところでございます。

町長、いま一重、御答弁ください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

繰り返しですけども、現場で実際に日々どのような作業が発生しているかまでは全部把握しておりませんが、少なくとも接種といいましょうか、ワクチンに

関する案内というものは、全体的なホームページやお知らせ版、もしくは個別に対象者の方には必ずや届く仕組みになっていると思いますので、その上で過去の履歴とか、今後の予定とかとかまでを改めて個別に整理してお届けするというのことに關しては、ほかの手段もありますので、それを御案内し、周知を図っていくということが、まず先にやるべきことではないかなと。

もちろん全部の方が、もちろんスマホを使えるわけでもないですし、そういったデジタルデバイドの課題、過渡期にあるということも十分認識した上で、現時点では、こちらについては御自身で管理いただくと、町からの案内も当然踏まえた上でですけども、対応にて御理解をいただければと思います。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

御理解をいただければということですけども、御理解はいたしません。

町長、今、現場の御様子は十分に把握をしていないと。もちろん町長でございますから、全担当課の細かい作業内容云々を全てこと細かく掌握するということは、それは無理なことでございまして、私が今回この質問をしたのを契機に、担当課の繁忙の具合を御確認いただいて、予防接種履歴のシートについては、前向きな御答弁を期待したいということで、この質問についてはここで締めさせていただきます。

次に1項目め、小項目の1つに挙げました、带状疱疹、RSウイルスワクチン接種等の状況は、について再質問をさせていただきます。

带状疱疹の予防ということで、ワクチンの任意接種の助成をこのたび町は終了すると。つまり、50歳から64歳の方に対しての町独自の助成制度を終了するというような御答弁でございました。

大変に町民からは喜ばれている任意接種、带状疱疹の接種でございまして、それをどうして、今、このときに終了するのかと。また先ほどの御答弁では、令和7年度の任意接種の件数は、106件あったと、この数字も踏まえてのどうして本年度中に助成制度を終了するというに至ったのか、その根拠について伺います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それではお答えいたします。まず、任意接種のほうを終了するというのは令和7年度から定期接種化されたということがまず一番大きいということでございます。

定期接種化されたことにより、5年経過後には、65歳のみが定期接種の対象になります。それまでの5年間の間、経過措置といたしまして、節目節目の方に接種が行われるというところで、移行期間に關しての対応等は確保はできているというところでございます。

ただ、町のほうでは50歳以上の方から対象にしていたというところもありましてその間、3年間の移行期間を設けて、その間に接種していただくというところで

ございます。

確かに7年度の接種件数は、任意接種の件数ですけども、確か106件ありましたが、6年度は248件あったと。半数以下というところを見ますと、主に接種を希望している50歳代の方は、65歳の定期接種を待っているか、もう済ませたかではないかと推測しているところでございます。よって3年間というところの移行期間を設けて、今年度をもって廃止するところに至ったものでございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

50歳から64歳の方への自治体独自の助成制度につきまして、本町では終了すると。逆に今、CMで流れていますように、65歳から5歳刻みで定期接種化されたというようなことも流れていますが、この定期接種化されたからこそ、50歳から64歳の方にも町独自で助成制度を行おうというような、市町が全国の中では、そういう市町もあることも実際でございます。

例えば、兵庫県明石市でも、早速それを行っているような経緯がございます。それを考えると、本町では、若干この流れに逆行しているようにも見えるところでございますが、このことにつきましての見解を問います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

今の御質問にお答えいたします。ここで新たに任意を始めたところもあるかと思えますけども、神奈川県下でいいますと、そもそも任意の補助をしているところというのは半数に満たないというところで、どちらかというと県西部でのみ補助をしているというところがございます。

それで、6年度から始めたというところがございますが、定期が始まったというところで、そのまま引き続きやるかどうかというところがございます。ここで定期が始まったことにより、終了を検討している自治体もあるというところもありますので、そういったところで、開成町としては3年間で終了と考えてございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

それでは、町としてのスタンス、見解を伺いましたので、RSウイルスワクチンに関しての再質問に移らせていただきます。

通告で申し上げましたように、また町長答弁からもいただきましたように、RSウイルス感染症に対してのワクチンは、母子ワクチンは、今年度定期接種化されまして、私も以前それに関しての一般質問をさせていただいた経緯もございました。

今回、私がRSウイルスワクチンについて問いますのは、高齢者に対する考えについて聞きたいと思います。

R S ウイルス感染症と聞くと、普通一般的に、子どもの病気ではないかという認識が大変強くございます。高齢者自身の危機意識が低い傾向にあると思います。そこで母子ではなく、高齢者に対しても R S ウイルスの感染症とはどんなものなのかというようなその啓発の場をまずは町にとりまして、その場を設けていただきたいと考えているところでございますが、その点についてお答え願います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

確かに R S ウイルスといいますと、乳幼児というようなイメージがあるかもしれませんが、確かに高齢者にもかかるというところもありますので、その辺の啓発等は今後していきたいと思っております。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

それでは、高齢者に対する啓発、大切にその辺の推進、周知徹底をお願いしたいと思います。

この R S ウイルス感染症の症状というのは、発熱、鼻水などの軽い風邪に似た症状から、重い肺炎まで様々でございますが、今回、私が高齢者にとお話ししたのは、この成人に対するこの R S ウイルス感染症に対する特定の治療法は、世界中現存していないという、そういうものが R S ウイルス感染症であるということを強く周知する際にもお伝えいただきたいなと思います。

ですので、高齢者の R S ウイルスのワクチンについても、きっと国は定期接種化に向けての動きはするであろうけれども、その定期接種化を待たずして、町独自の費用助成を検討していただけないかというところでございますが、その点についてお答え願います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

お答えいたします。現段階では、まだ高齢者に対しての補助というのは考えていないところでございます。ただ、今後とも国の動向を見ながら注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

しっかり周知をして、先行的なよい形での R S ウイルス感染症に対する高齢者のワクチン接種についても前向きをお願いをしたいと思います。

先ほど私はお話の中で、フレイルチェック測定会のお話をさせていただきました。

この測定会に参加したときに、本当に開成町はいいなと思ったことがございまして、それをぜひ御披露したいと思います。

それは町で3年前から60歳以上を対象に行っておりますけれども、私は年に2回開催ということでございますが、私は昨年に続いて1年ぶりにその場に参加をさせていただきました。そうしましたら、先ほど申し上げたように、今までの自分の履歴をその場でパッと打ち込んでいただいて、本当に20名の方お一人お一人に渡していたその姿を見て、本町はしっかり時を捉えて、デジタルとアナログのバランスが取れた。そういう政策を展開しているのだなと、本当に微笑ましく、本当にうれしい気持ちになったところでございます。

先ほどの予防接種記録シートではございませんが、今後、デジタルとアナログのバランスをしっかり捉えた形の町政運営をぜひ行っていただきたいと思うところでございます。それにつきましては、町長について、その辺のバランスについての御見解をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ちょっと御質問の趣旨が全部把握できてないかもしれませんが、町といたしましては、結局のところ、限られた財源を公平平等にという視点を忘れずに配分していく中で、先ほどの記録シートもしっかりですけども、RSワクチンの高齢者もしっかりですけども、それが保険制度というものがある上で、そこに公費を充てていく意義と価値があるのかという視点でもって、今後も表現としては、調査研究ということになるかと思いますが、事実も確認の上、必要に応じて対応させていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

最後に、また町長は、予防接種の記録シートについての内容にも触れていただきました。

まずは65歳152名、152枚の予防接種記録シートが、接種券と同封されて町内に配布されますことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

続いて、8番、寺野圭一郎議員、どうぞ。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

ごみ処理施設整備・運営事業に伴う町民の生活への影響は。

令和8年3月末をもちまして、お隣南足柄市清掃工場が廃止され、足柄上地域1

市５町で構成する足柄上衛生組合により新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が進められております。

本町においても広域化による安定処理や効率化など、一定のメリットが期待される一方で、費用負担ですとか、分別方法や収集体制の変更など、町民生活に影響を及ぼす課題も想定されるのが現状でございます。

さらに本町は、「製品プラスチックの分別・リサイクル事業の推進に関する協定」を締結し、焼却ごみ削減と資源循環の強化を図る新たな取組を開始したところでございます。

製品プラスチックの分別・リサイクルは、リサイクルプラントの整備や周辺自治体とのネットワーク化など、地域全体の循環型社会形成に寄与する重要な施策であります。一方で、町民には新たな分別や排出方法の理解が求められ、丁寧な周知が必要不可欠と考えます。

そこで、ごみの削減や分別方法など住民周知の方法や時期などについて、現時点での町の考えを問います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

寺野議員の御質問、ごみ処理施設整備運営事業に伴う町民の生活への影響は、についてお答えいたします。

足柄上地区１市５町によるごみ処理の広域化は、国や県が推し進める循環型社会の形成を目指すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に資するものであり、本町もスケールメリットを筆頭に、多大なるメリットをもたらすものであると考えております。

現在、新しい可燃ごみ処理施設については、足柄上衛生組合において事業を進めており、現時点における決定事項は次のとおりとなります。

建設場所は、南足柄市内山、現在の南足柄市清掃工場地内になります。

経費は、設計建設費として税込み１６０億５００万円。２０年間の運営維持管理費として税込み８５億６，９００万円、合計２４５億７，４００万円となり、令和８年３月ＪＦＥエンジニアリング株式会社との契約が締結されました。

令和１２年度から稼働の予定であり、今年度は南足柄市清掃工場の解体や土壌の調査が実施される予定となっております。

建設整備に係る各市町の負担割合は、均等割１２％、人口割８８％となっております。

運営維持管理費は、均等割６％、実績割９４％の割合となっております。

実績割が比較的高いことから、開成町としては、この運営維持管理費の負担を減らすために、ごみの減量化がこれまで以上に重要になってまいります。

新しい可燃ごみ処理施設が稼働した後のごみの分別区分に関しては、現時点では

未決定であり、今後、1市5町による話し合いを経て決定される予定です。

また、収集運搬については、引き続き各市町で実施します。広域における分別区分次第では、開成町における分別区分も見直される可能性があります。

次に、製品プラスチックの中間処理について御説明いたします。

令和4年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、製品プラスチックのリサイクルが強く推進されております。また新しい可燃ごみ処理施設の整備においては、製品プラスチックの分別収集やリサイクルに必要な措置を講じることが、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件になっております。

開成町では、民間事業者が新設する製品プラスチックのリサイクルプラントにおける高品質な再生素材の生産を通じて、焼却するごみの量の削減や、地域の環境負荷の低減、さらには循環型社会の構築を目指しております。

製品プラスチックのリサイクルプラントについては、現在のグリーンリサイクルセンターの南側、旧明治ゴムグラウンドに整備する計画としております。

令和12年の事業開始が予定されており、現時点での事業計画としては、製品プラスチックを含むプラスチックを一括回収し、中間処理を行った上で、リサイクル事業者に受け入れられる形として搬出する予定となっております。

繰り返しになりますが、開成町としては、この事業を推進する目的の1つがごみの減量化にあります。

第六次開成町総合計画において、家庭系燃えるごみの排出量の目標を、町民1人、1日当たり2023年度の624gから614gに減らす目標を掲げております。

地球温暖化問題の深刻化も踏まえ、地球環境への負荷の低減に貢献すると同時に、町としても、ごみ処理費用の削減のために、その目標の達成に向けて、これまで以上に真剣に取り組んでいく必要があります。

町民の皆さんにごみへの関心を高めていただき、その減量化に御理解と御協力をいただくための取組を本格化しております。

今年度、燃えるごみの収集並びに処理において、重量や燃焼効率などの点で、その削減が強く求められる生ごみを減らすことを目指して、電動生ごみ処理機の購入補助や、水切り生ごみ処理袋の配布を始めました。同時に、可燃ごみの削減に向けて、分別の徹底が重要になることから、ごみ収集場所における新たな分別ポスターの掲示などを通じてその徹底を図ってまいります。

剪定枝の処分に関しても、グリーンリサイクルセンターへの搬出を徹底することが可燃ごみの削減に直結することから、その周知と徹底を図ってまいりたいと考えております。

今後も地球環境を守り、地球温暖化に歯止めをかけ、2050年カーボンニュートラルの達成を目指すと同時に、町としてもごみ処理費用を削減することによって、町民や社会が求める事業に限りある財源をより多く配分できるよう、ごみ自体を減らすリデュース、繰り返し使う、リユース、資源として再利用する、リサイクルの3Rに加えて、ごみになるものを持ち込まないリフューズの4Rを推進し、ごみの

削減に取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

8 番、寺野議員。

○8 番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。まず、南足柄市の清掃工場が廃止となりまして、1 市 5 町で新可燃ごみ施設ということは、現状の南足柄市のごみの出すルールに近づけなくてはいけないのかなというところは、私はちょっと懸念しているところなのです。もちろんいいことなのです。細かく分別をしたり、再処理できるものは再処理したりとか、するものはもちろんいいことなのですけれども、ちょっと現状から、さらにちょっと細分化されるのではなかろうかというところが私の想定です。

現状で、今後協議をしていくという御回答ではございましたけれども、ちょっと 1 つ例えば、すごい分かりやすいところお話をします。

開成町の燃えるごみの中には、30 センチ以内のプラスチックは、今現状混入させていいということになっております。ちょっと長いものを 50 センチ、60 センチあるものに関しては切断ができるようなものであれば、30 センチ以下に切って入れていただければ、そのまま持って行っていただけるという現状がございます。

ただ一方で、隣の南足柄市さん、実はちょっとこれ不燃物のちょっとこの後のお話にもさせていただきますけれども、不燃物にもちょっとかかってきてしまうんですが、南足柄市さんは、燃えるごみの中にプラスチックを入れることは厳禁としております。その対処法として、不燃物のときに、各地域の月に 1 回 2 回ある部分なのですけれども、不燃物の日に、プラスチックという回収ボックスがございます。開成町でいいますと、瓶ですとか、缶、蛍光灯あと電池ですとか、そういった形でプラスチックの箱があると思うのですが、そこにプラスチックの回収箱というケースが追加されております。そうすると、また不燃物にもまた関与していく話になっていくのかなというところでちょっと今回取り上げさせていただきたいと思います。

未定で、今後いろいろ協議をしていくというところなのですけれども、例えば 1 市 5 町で可燃・不燃ごみの分別ルールの共通化に向けた協議というものは、今後どのぐらいの先にやっていく予定であるのかが 1 つ目。

また、当然同じ可燃ごみ施設になりますので、当然 1 市 5 町は同じルールになっていないとおかしな話になってしまうと私は考えておりますけれども、例えば市町間で、例えば意見が、ちょっとうちはこれできるよ、これはできないよというような意見が分かれているようなものが、まだ協議始まっていないのは分かっているのですけれども事前にこういったものが出ているのかどうか。また、共通化が実現したときに、町民の方住民の方に周知はどのぐらいの期間、程度前から考えているのかお示しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。分別に対しては、大変町民の皆さん気になるころはあるのかと思います。ただ現時点で、特に決定事項はございませんというのが実情でございまして、またこの先の予定等についても、先ほど不燃のほうでございましたように、今、可燃がある程度決まり事が決まって動き出して、次は今、不燃のほうに入っております。不燃のほうの方向性がある程度見えた段階で、不燃も含めた分別等々を検討していくのかなと考えているところでございます。

またそういった物事は決定して、周知というと、どれほど大きく変わるか内容によって、やはり周知期間は変わってくるのかなとは考えてございます。ですので、料金改定等あれば、半年程度とのお時間を周知期間としているので、それ同等かなというところを思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

8 番、寺野議員。

○8 番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。半年ぐらいの周知期間でいいというような御回答でした。私もそのぐらいでいいかと思っておりますけれども、ちょっと私はすごい気になるころがございまして、今、可燃ごみ、不燃ごみもそうなのですが、ルール違反で、シールを貼られて業者さんが持って行っていただけないごみがちょっと散見されるのが現状です。それは環境課さんも、皆様よく御理解をされているころかと思います。

また、その扱いに、お話伺いましたら、結構大変な、その後の処理がいろいろ待っているということも聞いておりまして、一定期間、そのまま置いておいた状態、本当は回収していただいて、さらに再分別していただいて、きちんと出していただくところが本来あるべき姿なのでは思っているのですが、なかなかやっぱりシール貼られてしまったから持って帰らないとかのごみを町で回収していると私は認識しております。そのお話も聞いてはいるのですが、ちょっと具体的に場所はどことは言いません。開成町の町内であることは言いますが、そういったシールを貼られている。貼られてしまったものを回収した置場があるのは私も認識しておりますし、実は、先日そこに一緒に立ち会わせていただきまして、私も分別を行ってまいりました。時間的には2時間ぐらいだったかと思います。物すごくひどい状況です。

例えば、ペットボトルのラベルを外していないとか、その程度だったらまだいいです。瓶と缶が混在しているとか、中身の入った瓶がそのまま置かれているとか、あとはもう明らかにこれは回収できないであろうというもの、例えばあったのが、物干しざおですとか、衣装ケースですとか、そういったものがそのまま燃えるごみの袋の中に入れてシールが貼られて放置されていると。その後どうしているか

というと、職員さんが分別されていますよね。その時間は、物すごくもったいないですし、はっきり言って、税金の無駄遣いだと思います。これは私、少しルールを守れていない方、住民、町民への苦言ではありますがすけれども、きちんと分別をしましょうというところはお話をさせていただきたいと思っております。

そこで、こういった混在してしまっ、業者さんが持っていただけないシールのごみに関してなのですけれども、例えば、町側で、カレンダーに、分別のカレンダーというものも毎年、毎年度一緒に入ってきていますし、そこまで難しいものではないとは思ってはいるのですけれども、これは何か分別をできない理由というか、何か考え、こういった傾向があつて分別できないのではなかろうかというようなものが、もし町で考えているものがあつたら、お話いただければと思うのですが、お願いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。議員おっしゃるとおり、以前からあるとは思ひうのですけれども、分別がしつかりできてなくて、町が回収しているといったごみは、多少なりともあるといった中で、やはり開成町、ほかの市町村から来られる方が増えたと言つたところでは、ルールが違ふというのが大きいのかなというのを感じてございます。

また議員も一緒に手伝つていただいて、分別していただいたので、お分りかと思ひうのですが、私がちょっとこの前聞いたところ、環境美化委員さんも、かなりその辺は氣をつけていただいていて、御自身でも、もし違つたものがあればやつていただいているというようなお話を伺ひまして、さらにそういったものは、収集場所にはなるかと思ひうのですけれども、分別の徹底は、ポスターなり等を張つてでも、しつかりとやつていただけるように努めていきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

8 番、寺野議員。

○8 番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。転居されてきて、各自治体でごみ出しのルールが違ふというところは、私もお話よく聞いたりしておりますし、結構都内のほうから引越をされておられる方だと、黒いごみ袋に全部何でも入れていいというような地域も一部あるようなこととお話聞きました。そういった地域では当然ございませんし、また、環境豊かなこの開成町の自然環境を守つていくとか、先々温暖化を防止するためとか、そういったところもございますので、改めて、いや、町民カレンダーのごみ分別ルールは、私は非常によくできていると思つてはいます。

ただ、なかなかそれが現実的にできないとか、理解がされないとかいったところもあるのも事実だと思つておりますので、若干何か対策とかできたらいいのかなとかと考えてはいるのですけれども、あともうまたもう 1 点、今回の質問のために私、

手伝いに行ったわけではなく、今後もちっと継続してお手伝いは一緒にやりたいなと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

4月から、先ほど同僚議員の御質問にもございましたけれども、例えば水切りの生ごみ袋の販売ですとか、あとは生ごみ処理機。こちらに対する補助を4月から入れております。

実は、一昨日の議案の中で、補正予算の中で、生ごみ処理機の追加の補正が入りましたので、台数は聞いてしまったので、私はこの再質問をどうしようかなと、ちょっと悩んだ部分があったのですが、この水切りネットの部分ですけれども、何か、どのぐらいの販売をされているかとか、あと実際まだ効果が出るのはまだまだ先かとは思ひてはいますけれども、こういった効果が見込めるのではなからうかというところがあれば、もちろん狙ひがあつて販売をしている。狙ひがあつて補助を出しているというところは当然あると思ひますので、実数もそうなのですけれども、狙ひの部分のようなものがお話しただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。水切り生ごみ処理袋は、6月時点で45世帯の方に配布してございます。御存じのとおり、燃えるごみの中の生ごみが占める割合が大体40％程度という大きな割合を占めていまして、その中で水分が占める割合がかなり大きいといったところでは、やはり即効性が高いだろうといったところで、今回事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。ちょっと続いて、製品プラスチックの工場のほうについてお伺ひます。

場所が、現状、グリーンリサイクルセンターの南側というところ、旧といったらいいのでしょうか、明治ゴム化成さんのグラウンドであつたところというところなのですが、私は、実は小さいときにここで遊んでいるのです。両親が、おっしゃる明治ゴムのほうに勤めておまして、もう定年退職しているのですけれども、私はこのグラウンドで小さいときに何度も遊んでいるのですね。そういったところがちょっと前向きなリニューアルというか、グラウンドの活用方法というところでは考えておりますので、そこについてどういうあれではないのですけれども、例えば2022年のプラスチックの再利用についてのというところは、先ほど御答弁ございましたが、例えば、このプラスチックの処理のプラントのようなものを最初からGRCの南側、旧明治ゴム化成のグラウンドのところに造ろうと思ひていたのか。

いろいろグラウンドの取得のお話は、議会の中でもお話は聞いておりますけれども、致し方なくそこでの取得になったのか。または代替地はなかったのか、そういったものをちょっとお話いただければと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

時間も限りがありますので、簡潔に経緯を簡単に申し上げますと、御説明はしていると思うのですが、リサイクルセンターが現選定地にあります。そこでその所有者様から、残りの部分を購入してもらえないかというお話がございました。町で検討したときに、リサイクルセンターも拡張したいという採算ベースに乗せるためにあって、一時生ごみの処理をそこでやろうかという形で動きました。購入なのですが、それは現実的にいかないので、少し保留をさせてくれと。ただ地主さんのほうでは、できれば何かお約束をしていただければという形で約束をした経緯があります。実際、生ごみを選別して、実験的にある自治会を設定してやったのですが、臭いの問題ですとか、いろいろこれは難しさがあるということで一応断念しました。その覚書の中で、何年後には購入に向けて、検討しますという約束だったので、購入するということだったのです。

おっしゃるとおり、そのときにはプラスチックが何もなかったのですが、御案内のとおり、法律が施行されて、製品プラスチックもリサイクルするというのが義務化されました。

さらに、広域でのごみ処理施設。これは法律がもうそうできたわけで、国からの補助金もかなり割合で来るのですけれども、当然、国としては政策として、製品プラスチックもきちんとリサイクルをしないと、なかなかその補助金つけるのもどうなのというお話があるので、開成町に限らず、1市5町は、南足柄市さんは、既に製品プラスチックは分別していますけれども、分別をして、リサイクルしないと、もしかしたら補助金のほうも駄目になる可能性はあるということで、そういう状況の中で町として、ちょうどその土地について、サウンディング調査ではないのですけれども、したところ、清掃関係の1社からお声がかかって、最終処理ではないのですけれども、中間処理です。製品プラスチック、容り法のプラスチックも含めた中で、中間処理をして、そういう施設を造ってもいい、あるいは造りたいと。1市5町の状況もよく御存じですから、そういった部分とすれば、開成町だけではなくて、広域的にやればスケールメリットも出るというお話があったので、そこで一致したということで、協定を結ばしてもらって、購入に踏み切ったと。それに関する道路関係ですとかも整備をさせてもらった。そういう形でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。実は、私はこの話をもう1年前から話し、実は始まって

おりまして、昨年の議会で、私は空き家を取得して、自分で手を入れているというお話をさせていただきました。その中でごみが物すごく混在をしているところから分別を始めたら、こんなところに興味を示してしまいまして、もちろん大事なことのですけども、もちろん可燃ごみ、不燃ごみは、そうなのですが、金属の再利用というところもちょっと最近興味を示してしまっていて、実は本当四、五日前のお話なのですけども、相模原市で、清掃工場の灰の焼却灰の中から有価物ですね。金とか銀、またパラジウムとか、そういったものが出てきたと、販売で金額はいい金額で売れたと。ちょっと開成町の規模としては、38分の1ぐらいの規模なので、実は200万弱ぐらいしかないのです、逆に投資効果としてどうなのかなというところはあるのですけれども、ちょっと今、そういった部分も興味を示しております。

また先日シールを貼られて回収されていないストック場、そこをお邪魔させていただいたときに、例えば町役場の玄関で回収している小型家電ですとか、電池、ライターそういったものもストックされているというところは認識をしております。

今、適切に処理はされているというのも分かってはいるのですけれども、何か町の収入になるような使い方ですとか、分別の仕方ができないかなというのは、ちょっと私も考えているのですけれども、金属の部分に関しては、町のほうで何か考えているものがございますか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

私からお答えさせていただきたいと思います。先ほど、課長からも答弁させていただきましたが、不燃物、金属も含めて、もう少し丁寧に言うと粗大ごみですとか、有価物ですとか、そういったものも令和16年度、可燃のほうは令和12年、1市5町でやろうと、もう決まっていますけれども、不燃については令和16年をめどにやっていこう。ということです、非常に大変いい御質問というか、私も個人的にはそう思うのですが、相模原の情報もよく知っていますけれども、ただその清掃の処理の方式も、流動床式ですとか、ストーカ式ですとか、いろいろ処理の方法がございます。そういった部分がございます、またその1市5町でやりますのでやはり統一したルール、先ほどこの御質問の趣旨のとおり、分別も含めて、そういった部分が出てくると、なかなか今でも有価物は売却をして、西部、東部組合、2つ南足柄市さんありますけれども、お金にはしているのですけれども、言われる部分からすれば、もう少しそれは進めたい部分もありますが、やはり統一的にルールでやらなければいけないという制約もございますので、そういったものを、意見としては1市5町の中で述べていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

金属分別するとき、ぜひ声かけていただければと思います。結構知識が増えてきていますので。

最後、すみません。時間ないのですが、先月末、小学生の模擬議会がございました。町長も教育長も御参加をいただいたのですけれども、その中で、公園にごみ箱を置いてほしいというような質疑がございました。それについては、いろいろな大人の事情とかも含めてですけれども、そうそう置けないよという御回答はしていたのですけれども、ひとつ教育という部分の観点からお話をさせていただくと、ごみを持ち込まないとか、持ち込んできたときよりもきれいにして帰る。これは先ほど同僚議員のワールドカップのサポーターのというところのお話はございました。そういった部分も教育の一環なのかなとは思っております。

また生活に、ごみ問題は切れない関係ですので、今後も慎重かつ大胆に、受身ではなく、攻める体制で取組を期待しております。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで寺野議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を１１時３０分とします。

午前１１時１５分

○議長（山本研一）

再開します。

午前１１時３０分

○議長（山本研一）

引き続き、一般質問を行います。

３番、石田史行議員、どうぞ。

○３番（石田史行）

３番議員の石田史行でございます。それでは、通告に従いまして、１項目質問させていただきます。

開成町行政課題別庁内ワーキンググループの活動状況等について。

令和６年４月２２日に定められた「開成町行政課題別庁内ワーキンググループ設置要綱」では、第１条において、特定の行政課題について、庁内横断的に検討し、または調査研究するため、ワーキンググループを設置する。と規定しております。

同要綱の別表には、「地域公共交通のあり方検討ワーキンググループ」や「ふるさと納税推進ワーキンググループ」、「図書館整備構想検討ワーキンググループ」など１０のワーキンググループの検討事項、または調査研究事項が明記されてございます。

これらのワーキンググループは、町の重要施策や将来的な行政課題に対応するため設置されたものと認識してございます。一方で、設置から２年が経過してございますが、各ワーキンググループの活動実績や検討結果、検討成果、政策への反映状

況などについて、町民や議会に十分情報提供されているのか疑問でございます。

そこで、各ワーキンググループの現在の活動状況及び検討状況や今後の展望について、町長の見解を伺いたいと思います。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

石田議員の御質問、開成町行政課題別庁内ワーキンググループの活動状況等についてにお答えいたします。

行政課題別の庁内ワーキンググループは、行政課題の解決策の検討や、調査研究の効果的・効率的な実施、庁内横断的な検討や調査研究の活性化、庁内における政策形成プロセスの見える化などを目的に、令和6年4月に制度化したものです。

令和6年4月には、複数の課が関係する喫緊の課題や、まちづくりにおける重要なテーマの中から10のテーマを選定しました。

具体的には、ふるさと納税の効果的な推進のための取組。公金取扱手数料の負担軽減策。効果的かつ効率的な公共施設マネジメント体制。放課後の子どもの居場所の確保。地域公共交通のあり方。図書館整備構想。開成幼稚園の認定こども園の移行。自治体DXの効果検証。こども政策の効果検証。地域ポイントについて、ワーキンググループを設置し、関係部署間もしくは関係職員間で課題の共有や実態の把握、先進事例の調査、そして対応策の検討などを進めてきました。

初めに、石田議員からの御指摘、各ワーキンググループの活動実績や検討成果、政策への反映状況などについて、町民や議会が十分情報提供されているか疑問であるについてお答えいたします。

ワーキンググループは、関係部署間もしくは関係職員間において、対応策の検討などを効果的・効率的に行うための庁内組織として組成したものです。

一方で、ワーキンググループの検討結果を事務事業に反映することは、それぞれの分掌事務をつかさどる主管課の役割であります。

このように、ワーキンググループと主管課の役割分担、さらには行政課題を庁内で検討研究する場というワーキンググループの性格に鑑み、ワーキンググループにおける個別具体の検討結果については、対外的な公表は行っておりません。

次に、ワーキンググループの活動状況についてお答えいたします。

各ワーキンググループの活動状況については、既に検討を終了し役割を終えたものがある一方で、中長期的な課題など大きなテーマを取り扱っていることから引き続き活動中のものもあります。

まず、既に検討を終了し、役割を終えた6つのワーキンググループについて御説明させていただきます。

1つ目は、「ふるさと納税推進ワーキンググループ」です。令和6年度中にふるさと納税の寄附額の拡大に向けた取組を検討しました。ワーキンググループでの検

討結果を踏まえ、令和6年度下半期から寄附額の拡大に向けて様々な取組を展開し、令和7年度にはこれまで以上に積極的に寄附の獲得を目指すため、主管課の変更、担当職員の配置などを行っております。

これらの取組の結果、令和7年度のふるさと納税による寄附額は、前年度比おおむね倍増し、過去最高額に迫る約3億6,000万円となる成果を上げております。

2つ目は、「公金取扱手数料負担軽減策検討ワーキンググループ」です。

金融機関における公金取扱手数料の有料化、引上げの流れを受け、令和6年度中に公金取扱手数料の負担軽減策について検討しました。

ワーキンググループでは公金の収入に関して4項目、公金の支出に関して8項目の取扱手数料の負担軽減策を取りまとめ、その結果を踏まえて、主管課において各取組を進めています。

3つ目は、「認定こども園調査研究ワーキンググループ」です。

令和6年度中に開成町の就学前教育や保育の現状分析、小学校就学前の子どもの教育保育の提供において開成幼稚園の果たすべき役割について研究を行いました。

ワーキンググループでは、家庭保育や短時間勤務のニーズの受皿としての役割を発揮するため、開成幼稚園で一時預かり事業を実施することが望ましいとの調査結果を取りまとめております。この調査結果を踏まえ、開成幼稚園での預かり保育の実施について、教育委員会でさらなる検討がなされ、令和7年度には試行的、今年度から本格実施につながったところであります。

4つ目は、「自治体DX効果検証ワーキンググループ」です。

新たなシステムや機器の導入を進める中で、導入効果、特に費用対効果を見極める必要があるとの課題認識の下、ワーキンググループを組成したものです。

財務会計システムの電子決済機能など、全庁的に内部事務で利用するものについては、時間削減などの導入効果の測定が容易にできる一方で、町民向けのシステム等については、過渡期においてはデジタルとアナログを併存することや、個別業務のみで利用するものは、導入効果が限定的であることなどから、適切な効果測定の手法を見いだすことができませんでした。

一方で、ワーキンググループにおける検討過程において、複数のシステムやソリューションの導入は、職員側の利便性の低下につながりかねないことや、他団体と比較しても、業務の効率化の取組は進んでいるものの、町民サービスの利便性の向上の取組については、これまで以上に進める必要があることなどの課題点も浮かび上がってきました。

この結果を踏まえ、デジタル技術の活用を推進し、業務の効率化のみならず町民サービスの利便性の一層の向上を図るため、組織横断的な推進体制を構築する観点から組織の見直しを今回の議会に御提案させていただいたところです。

5つ目は、「こども施策効果検証ワーキンググループ」です。

こども施策の充実、特にこども医療費助成制度の拡充について、その効果を見極める必要があるとの課題認識の下、ワーキンググループを組成したものです。

こども医療費助成制度の拡充については、医療費負担の軽減による受診のしやすさの向上が認められる一方で、子どもの健康状態の改善等のアウトカムの測定が困難であるなど、適切な効果測定の手法を見いだすことができませんでした。

一方で、ワーキンググループを活用し、近年頻繁に行われる法改正の状況なども含む、こども施策の体系整理を主管課と関係部署で行うなど、「第三期開成町子ども・子育て支援事業計画」の効率的な策定につなげております。

6つ目は、「公共施設マネジメント体制検討ワーキンググループ」です。

公共施設の機能や配置の最適化に取り組むための組織体制を検討するため、ワーキンググループを組成したものです。

令和6年度中の開成町公共施設等個別施設計画の策定後、令和7年度中の活動を想定していましたが、第六次開成町総合計画、前期基本計画の策定過程において、「ファシリティマネジメントの推進」を詳細施策に位置づけ、主管課を財務課と定めたことや、今年度には人事上の措置として担当職員を配置したことなど、ほかの取組により、本ワーキンググループの目的が達成されたため、格別の活動を行うことなく、役割を終えております。

次に、検討調査研究を継続中のワーキンググループについて御説明させていただきます。

当初設定した10のテーマのうち、「放課後のこどもの居場所の確保」、「地域公共交通のあり方」、「図書館整備構想」、「地域ポイント」の4つのテーマについて、これまで各ワーキンググループにおいて、先進事例の調査や民間事業者からのヒアリングなどを行ってきました。

この間、「放課後のこどもの居場所検討ワーキンググループ」においては、学童保育の需要拡大に対応するため、実施場所の確保に関わる関係各課間での調整を担うなど、課題解消の取組を進めてきました。

「地域公共交通のあり方検討ワーキンググループ」においては、松田町A I オンデマンド交通の実証事業における開成町エリアへのミーティングポイント設置などの外的要因の影響を受けつつ、公共事業者へのヒアリングを行うなど検討を進めてきました。

「図書館整備構想検討ワーキンググループ」においては、社会教育委員会議による「今後の開成町の図書機能のあり方について」の調査の推移を見守りつつ、視察を共同で行うなど検討を進めてきました。

「地域ポイント調査研究ワーキンググループ」においては、先行自治体において短期間で終了となっている事例が散見されること、特に小規模自治体にとっては導入コストの負担が大きいことなどの地域ポイントの課題を確認するなど、慎重に研究を進めてきました。

引き続き、令和8年度も検討や調査会研究を進めていくこととしていますが、それぞれのワーキンググループにおいて今年度中に一定の方向性を見いだしたいと考えております。

その中で、地域公共交通のあり方検討ワーキンググループでは、より詳細な検討を行うため、交通空白の解消にテーマを絞ったこと、新たな課題として町営住宅の在り方をテーマとするワーキンググループを組成したことなどの変更も加えつつ、令和8年度においては5つのワーキンググループで、行政課題の解決に向けて検討や調査研究を行っています。

行政を取り巻く環境は不確実性が増しつつ、目まぐるしく変化しており、複雑化、高度化する行政課題に対応するためには、解決すべき行政課題を的確に特定し、政策立案や組織運営の在り方を未来志向で変更していく必要があります。

令和5年度の企画政策課戦略監の設置、令和6年度の行政課題別ワーキンググループの制度化は、将来にわたって持続可能な町であり続けるため、組織能力の向上を図り、戦略的な行政経営を行うこと、組織横断的に課題や実態を整理共有することで、的確な経営判断につなげることを目的としたものです。

ワーキンググループにおける検討や調査研究は、これまでも一定の成果を上げているものと認識していますが、町民の幸せと開成町のたゆまぬ発展のため、引き続き5つの行政課題についてもしっかりと方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。10のワーキンググループの検討状況、調査研究内容につきましては、1つ1つ丁寧に、また詳細に御答弁いただきましてありがとうございました。よく分かりました。なので、各ワーキンググループの個別の内容に踏み込むというよりは、全体的な視点、観点からちょっと御質問をさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

御答弁では行政課題別ワーキンググループの制度化というものにつきましては、行政課題の解決策の検討、そして調査研究の効果的・効率的な実施、庁内横断的な検討、そして調査研究の活性化、そして庁内における政策形成プロセスの見える化などを目的としているとのことでありましたけれども、制度化に至った背景とか、そもそも改めてですけれども、ワーキンググループのこの設置の動機となるような課題はどういったものだったのか。改めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは私のほうから御説明させていただきたいと思います。基本的に課題は、それぞれ時代によって、いろいろ行政課題があります。

10というのは、特に、やはり山神裕の公約といいますか、そういった部分を中心に、現実化、実現していきたいというのがまず1つです。

それと、ワーキンググループという部分については、こういう表現をさせていただきますけども、山神スタイルというか、ワンチームで取り組んでいきたい。当然最終的な判断なり、最終的な方向性を決めるのは町長が決めていくわけですが、関係する職員、若い職員、年を取ったという、ちょっとあれですけど、職員、そういった者が、いろいろ意見を出し合って、1つの行政課題を解決していく位置づけ、若干時間は当然かかります。ですけれども、そういうスタイルを取っていききたいというのが2つ目の状況です。

また成果としては、やはり3人寄れば何とかではないですけども、そういった世代を超えてですとか、そういったワーキングでやることによって、いろいろ課題もはっきりしてくるし、方策というものも幾つか出てきて、判断を我々としてもしやすいという状況は非常によかったなと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

2点だけ補足させていただきます。

1つは、御質問に対して、担当職員になぜと言われると、やはり表の1つの課、もしくはややもしたら、1人の担当に委ねられていたような課題を、もともと組織横断的な重要な課題であるものをそのような、どこかの誰かとか、もしくは何々課に委ねているという現状に対して、それを打破していくためには、このような仕組み、取組が必要であると感じたからです。

もう一方は、一昨日の井上議員からの御質問に対して、私はこの点について触れるのを忘れてしまったのですけれども、現在、先ほど御説明させていただいた令和8年度は、5つのワーキンググループで作業しています。私も全部出席して、一構成メンバーとして、最終的に意思決定者として参加しております。ちょっとややもすると、ワーキンググループが別途あって、私は報告を受けているだけという印象を与えてしまったかもしれないのですけれども、私も参加しておりますということをちょっと補足させていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ワーキンググループへの町長への関与についても、具体的に御説明いただきまして、ありがとうございました。

この2年間で、議会の質疑におきまして、庁内のワーキンググループで検討していくとか、検討中であるとか、といった答弁が複数回あったものと認識してございますけども、行政課題の解決に向けて、ワーキンググループの活動、そしてその検討結果がどのように政策に反映されるのかを期待しておりました。

一方で、先ほどの答弁では、ワーキンググループの個別具体の検討結果を対外的には公表していないという御答弁でございましたけれども、逆にお聞きしたいのですけど、ではワーキンググループの活動がどのように政策に反映されたかはどのように把握すればよいのか。そして、ワーキンググループの活動状況を対外的に公表しない根拠というのはどのようなものなのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

お答えをいたします。ワーキンググループの活動、検討結果ですね。そちらの対外的な公表をしていないという御答弁を最初にさせていただいておりますが、どのように政策に反映されたかを把握すればよいかという点でございますが、ワーキンググループ自体は、庁内での検討、調査研究を効果的・効率的に行うための庁内組織ということで、ここは当然、検討、調査研究を行っておりますが、最終案をつくるのは、これを踏まえた担当課というところに返した上で、意思決定をしていくということになろうかと思っています。

ですので、先ほども一例、こども園のところでお話ししたように、一時預かり保育の話ですと、教育委員会のほうでさらに練られて、それが予算に反映されて、事務事業になってくるということになります。

今、さらに大きなテーマについても検討しておりますので、予算反映だけではなくて、もしかすると、それは計画なり、指針なりというものに反映するということになっていきますが、まさに予算反映、計画、指針の策定、そういったところで反映をされて、それが議会、町民の皆様を示していくということになろうかと思っています。

もう1点、対外的に公表しない根拠はというところでございますが、当然行政の情報ですので、原則は公開だと我々も考えております。

一方で、情報公開条例にありますとおり、非公開というものも一定の理由があればあるということがございまして、まさにワーキンググループでの活動というところは、民間ノウハウをお聞きしている。こちらが民間ノウハウを一旦預かっているような段階であるとか、他団体の施策を比較しているような調査研究事務というところに該当するですとか、また次の一手を考えておりますので、そういったものが今後本当に政策として実行していくのであれば、契約ですとか、交渉、そういったことにも影響するというところで情報公開条例上も非公開事由に当たるだろうということを根拠としております。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

はい、分かりました。続きまして、ワーキンググループのテーマについてですけども、これには山神町長の肝煎りの政策が数多く含まれているものと認識しており

ますが、先ほどの答弁では今年度中に一定の方向性を見いだしていきたいという答弁がありましたけども、今年度どのように検討や調査研究を加速されていくのか。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

お答えをいたします。今年度中に一定の方向性を見いだしていく、示していくために、先ほど町長の答弁にもございましたが、町長の関与を上げているという部分が1点ございます。

全体として、ミーティングの頻度を上げておまして、月1回は確実にミーティングをして進捗を管理をしていく、定期的開催して、進捗を管理していくこと。併せてこれまで2年間は、実務者でいわゆるボトムアップで検討していくということと、これを大事にしておりましたので、実務者である班長を主体に運営をしてまいりましたが、今年度からミーティングに町長、副町長、関係課長も同席する形に変更して、ワーキンググループの運営方法についても改善を図っているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

はい、分かりました。続きまして、このワーキンググループは大変大きなテーマを扱っているため、引き続き活動中のワーキンググループもあるとの答弁が先ほどございました。このような大きなテーマを扱うワーキンググループの事務局を担う部署への負担も大変大きいのではないかと推察をしております。

今年度は特に一定の方向性を見いだしていくということでございますが、事務の負担という点については、どのように捉えて、この人的リソースというものを検討、調査研究に割くための効率化の取組というものがあれば、御紹介をまずいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

お答えをいたします。事務の負担という観点で御質問いただいて、今回、ワーキンググループにつきましては、事務局、私ども企画政策課の戦略課に置くという規定になってございますので、我々に御配慮いただいたような御質問かなとは思いますが、ワーキンググループの運営に係る効率化の取組、2点ほど御紹介をさせていただければと思います。

先ほど定例的なミーティングということで、物理的に対面でのミーティングを行っているというようなお話をさせていただきましたが、それ以外に、我々業務端末

に入っておりますコミュニケーションツール、いわゆるビジネスチャットと呼ばれるようなものがございますが、そのグループトーク機能を活用して、基礎データですとか、関係機関に問い合わせた結果ですとか、先進事例に関する資料などをチャット上で共有をして、そのチャット上でさらに時間、場所を選ばずにメンバー間で情報共有、意見交換をチャット上で行うというような取組はしております。

2点目としまして、今年度から特に力を入れている部分でございますが、ミーティング資料ですとか、ミーティングをした結果というものを、これまでですと職員がほぼデータを入力したり、書き起こすということをしてございましたが、ある程度ちょっと生成A Iに頼るというようなこともやらせていただいております。そういった意味では、人的負担の軽減というところは少し図られてきているかなと捉えております。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ただいま答弁の中で、打合せ資料の作成に生成A Iを活用している事例も御紹介をいただいたところでございます。

ワーキンググループのそもそもの設置目的が、この行政課題の解決策の検討、調査研究の効果的・効率的な実施などであるとのことでありましたけれども、この検討や調査研究に必要な作業についても、ぜひ効率化を図っていただければと思います。

特に、先ほど自治体D Xの効果検証ワーキンググループでは、なかなか適切な効果測定の手法を見いだせなかったという御答弁がございましたが、このワーキンググループの運営の中で、このA Iを上手に活用した事例を庁舎内で横展開していくこともまさにD Xの効果でありまして、この生産年齢人口減少する社会におきましては、重要な取組ではないかと考えますが、この点について何かお考えあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

お答えをいたします。総務省の研究会でございますが、自治体戦略2040構想研究会というものがございまして、我が国の人口減少の影響を受け、議員御指摘のように、生産年齢人口が減っていく中で、2040年には、自治体職員が半減をし、今の半数の職員で自治体を支えていく必要があるという報告もされております。

こうした社会環境変化の中でも、住民が健康で文化的な生活を送るために、自治体には安定した持続可能な形で住民サービスを提供するということが求められておりますし、そのためには、自治体における業務の効率化、職員の単純作業からの解放により、人間でなければ遂行できない業務に集中できる環境を整えることが必要

だと認識をしてございます。また報告書の中でも、そう書かれているところがございます。

この1つの解決策としまして、A I 技術を含むデジタル技術の活用があると捉えておりますので、議員御指摘のとおり、しっかりとA I 技術を含めたデジタル技術ということになります。業務効率化の取組について進めていながら、さらにワーキンググループの中で有効だったなというところについては、庁内で横展開をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも少しコメントさせてください。現場の実際イメージしていただければという思いでお話しさせていただくのですけども、例えば私の考えを録音して、それをA I に流して、1枚の紙にまとめたり、あとは会議終わった後にそのサマリーを1枚の紙にまとめたりと、もちろん全部読み返していますけども、おおむねその趣旨に沿ったような内容ができていきます。これが例えば、今まで3時間かかってきたものが、30分、20分とかでできるようなことが実際、開成町役場でも実際に起きていますので、本当に御懸念というか、いただいてありがたいのですけれども、我々もそういった課題意識を持って取り組んでおります。

また、今後もそのような取組を加速させていただくために専門的な知見をいただけるような、そういう我々としても、次の段階にどんどん進んでいきたいなと思っていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

御答弁ありがとうございました。最後の質問になります。

今回は、行政課題別ワーキンググループの活動状況等についてお聞きし、活動状況に加え、大変御苦勞されている点などについても確認をさせていただきました。この変化の激しい時代に、多種多様な課題に対応しながら、この町を経営していくためには、庁内での活発な議論を行うことが重要ですし、多くの職員を巻き込んで議論することが、長い目で見ますと、人材育成にもつながっていくものと考えます。

継続中の5つのワーキンググループ、「放課後のこどもの居場所の確保」、「地域公共交通のあり方」、「図書館整備構想」、「地域ポイント」そして新たに加わった「町営住宅のあり方」大変大きなテーマですけども、この継続中の5つのワーキンググループでも、ぜひ活発な議論をしていただき、今年度中に一定の方向性を見だし、その結果が早期に政策に反映されることを期待しておりますが、最後に町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長、端的にお願いします。

○町長（山神 裕）

この5つの今現在取り組んでいるワーキンググループにつきましては、その性格上、微妙な差はありますけども、最低限この5つについては年度内に方向性は決めます。

中でも、もう結論を全部ではないのですが、先ほど言った通りちょっと性質が異なるものもありますのでこのうち幾つかについては結論を出して令和9年の4月から実施なり、もしくは何かしらの行動に移していきたいとはお約束します。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

町長の決意を聞きました。期待しておりますので、ぜひやはり政治は結果ですから。やはり町長が今、町長に就任されて3年たちました。山神町長は何をしたのか、と問われてくる時期に入ってきておりますので、期待しておりますから、ひとつよろしくお願いします。

私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山本研一）

これで石田議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

なお再開は13時30分とします。

午前11時58分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○2番（吉田敏郎）

皆さん、こんにちは。2番議員、吉田敏郎です。

それでは、通告どおり1つの項目について質問をいたします。

高齢者支援対策の更なる充実を。

本町では、開成町福祉コミュニティプランにおいて「みんなで育もう！誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい」を基本理念に掲げ、開成町第5期地域福祉計画が策定されております。本計画では、全ての町民が相互に支え合い

ながら、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる社会の実現に向けて、これまで以上に努めていくとのことであります。

本町の高齢化の現状については、令和7年の高齢化率は26.8%と県西地区では最も低い水準にあります。令和6年の要介護・要支援認定者数は819人です。高齢者に占める認定者の割合は、17.5%です。高齢化率及び要介護認定者数とも増加傾向になっているということです。

高齢化に伴い、日常生活、地域生活を営むことが困難な高齢者が増加をしております。ごみ出し、買物、それから通院、送迎等の移動手段に関する課題が多く挙げられております。

そこで、これらの生活支援対策について、現状の評価と今後、さらなる支援対策を講じていく考えがあるのかを問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

吉田議員の御質問、高齢者支援対策のさらなる充実をについてお答えいたします。

本町の高齢化率は令和7年1月時点で26.8%であり、県西地域2市8町の中では最も低くなっております。その1つの要因としては、全国的には少子高齢化が想定以上のペースで進行している一方で、本町がこれまで計画的に取り組んできた子育て世代を中心とする移住・定住促進策が奏功した結果が一定程度、この数字に表れているものと捉えております。

しかしながら、今後、本町においても緩やかながらも着実に高齢化が進み、14年後の令和22年には、高齢化率は約32%、65歳以上の人口が約6,500人になるものと見込まれております。このような状況下、本町の高齢者に対する取組と評価について御説明いたします。

令和7年度を初年度とする第六次開成町総合計画では、孤独や不安を解消する取組の実施などを通じて全ての町民が生きがいを持って安心して暮らせる状態を目指し、「みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち」を基本目標の1つに掲げております。この目標の達成を目指して、高齢者が地域で共に支え合いながら自立した生活を送ることができるよう鋭意取組を進めておるところであります。

現在、取り組んでいる具体的な取組の一部を紹介させていただきます。

緊急時の対策として、おひとり暮らしの高齢者などを対象に、ボタンによる通報によってガードマンが駆けつける緊急通報装置を無償で貸与しております。また、自宅の冷蔵庫に緊急搬送時に必要とされる医療情報などをあらかじめまとめて記載し保管しておく緊急医療キットを配布しております。

地域での見守りに関する取組としましては、地区ごとにお引き受けいただいております民生・児童委員会を中心に、日常生活に困り事を抱える町民を見守っていただき、必要に応じて各機関と連携しながら支援につなげ課題の解決を図っております。

地域での支え合い活動に関する取組としては、開成町社会福祉協議会に委託し生活支援コーディネーターを配置の上、自治会を中心とした支え合いの組織・体制づくりを進めております。現在、5つの自治会において組織・体制が築かれ、ごみ出しや買物の代行、移動支援など多彩なメニューが設けられ、活動いただいております。

町民お一人お一人の健康寿命を延ばしていただくための取組も非常に重要であると捉えており、「いきいき健康体操」や「ゆる体操」などの体操教室、フレイルチェック測定会などを各地区で定期的を開催しております。これらの活動は健康増進や介護予防のみならず、地域での顔の見える関係づくりに寄与し、孤立・孤独の防止にもつながっているものと捉えております。

また、高齢者が、やりがい、生きがいを持って社会参加していただくために活動していただいている各地区の老人クラブや、その連合組織である「ゆめクラブ開成」、そして開成町シルバー人材センターなどの活動に対する支援も行っております。

65歳以上の人口に占める介護認定を受けた方の比率を表す介護認定率は、令和6年度当初において全国平均が19.4%、神奈川県が19.3%であったのに対し、本町は、それらよりも約2%低い17.5%でした。この結果は、フレイル予防事業などをはじめとする地域ぐるみの活動成果の表れであると前向きに捉えております。

今後の支援策について、御説明いたします。

高齢化が進行する中で、町民同士のつながりが強固であるといった町の特色を生かし、総合計画で掲げる「みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち」を目指し、地域での支え合い活動をさらに充実させていくことが大切であると認識しております。現在、開成町社会福祉協議会に委託し推進している生活支援体制整備事業の一段の充実を図ることで、高齢者をはじめとする町民の生活を支えていきたいと考えております。

また、行政課題別の庁内ワーキンググループの1つである地域公共交通の在り方検討ワーキンググループにおいて、今年度は買物支援を含む交通空白への対応に検討テーマを絞って総合的な検討を進めております。

今後も高齢化の進行に対応し町民生活を支えていくために、需要を見極めながら、より効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ただいま町長から非常に詳細に、また丁寧に、いろいろ高齢者対策、また、いろいろと地域に向けていろいろなことをやっているよということで説明をいただきました。それでは、まず、現状の評価についてのほうから確認も含め質問させていただきます。

まず最初に、介護認定率が全国平均や神奈川県平均よりも低いということで、一定の成果の表れと捉えているということでもありますけれども、そのことで少し質問させていただきます。町社会福祉協議会のコーディネーターを通じて支え合いの仕組みづくりを進めるという御答弁をいただきましたけれども、この辺、もう少し説明をいただけますか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問について、お答えいたします。

町長の答弁の中でも、お言葉として事業名を触れさせていただいております。「生活支援体制整備事業」という名称でございまして、こちらの事業につきましては、地域の中での支え合い活動をメインに、どのように構築していった、それぞれの地域の人たちを助け合いながら生活を支えられるかといった、町から町社会福祉協議会への委託の事業となっております。こちらについては、委託先の社会福祉協議会が中心となりまして、今現在は5つの自治会の中でそういった組織が立ち上がっております。さらに、こういった取組の充実をさせていくということが基本的な目標、目的となっております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今、参事から説明いただきました。しっかりとそういう事業を進めていることは承知しているところですが、こういった、例えば、今5つの自治会、特に先行している中家村自治会をはじめ、しっかりと、そういうことで対応してやっていただいています。

そういった中で、まず、自治会のやっておられる方にちょっとお話を聞くと、ボランティア活動としてやっていたけれども、なかなか関心を持っていただけないようなところも感じられるということがあります。こういったことに関して、町サイドからも、もう少し開成町の町民の皆さんに対して、こういったことをしていることをもっと皆さんに理解していただくような行動もしていただけると、そういうことに携わっている方たちも、さらに気持ちを持ってやっていけるのかなと思いますけれども、その辺は、まず、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町民の方に関心を持っていただくということは、議員おっしゃるとおり非常に大切なことだと考えてございます。令和7年度の取組でございますが、まず、そうい

った関心を持っていただく、こういった事業が展開されているということを定着させていくということが重要だろうと考えまして、支え合いのセミナーですとか支え合いのまちづくりフォーラムといったことを逐次開催をさせていただいております。

これにつきましては、県の協力も得まして、かなりこの事業に造詣の深い方を講師としてお招きいただいて、例えば「助け合い体験ゲーム」などというのをワークショップ形式でやってみたりしながら意識の定着化を図っているところでございます。引き続き、今後もそういった啓発を通じて普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

そういうことで進めたいと思います。私も少し支え合いの形の中でそういうところに参加させていただき、皆さんとお話をさせていただきましたけれども、そういったことに対しても町民の皆さんにもっとよく知っていただくようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、こちらにも現状の成果の中で書いてありますけれども、いきいき体操とかフレイルチェック測定会など、午前中の同僚議員からも質問がありましたけれども、こういうところで健康づくり云々で関係づくりに努めているわけですが、フレイルチェック測定会について、こちらで、所管の職員の方は参加しているのはもちろんのことですが、今年度から社会福祉協議会の担当職員の方も一緒に来て、一緒にそちらに参加して、皆さんと一緒に見守っていただいているということがあります。

そういった中で、フレイルに参加している方は高齢者がほとんどですが、そちらのことに対して、とても自分のふだんのこれからのことをしっかりと理解し、こういうことをやっていこうかなというのがある。そして、そこで、また集まった中でいろいろな話をして、その中でまた気持ちが高ぶって、少しでも健康にという感じで話をしている方がたくさんいらっしゃいます。

そういった中で1つ提案なのですけれども、フレイルチェック測定会が終わると解散してしまうところが多いと思いますけれども、そこで、その後に、せっかく所管職員、それから福祉協議会の職員の方が来ておられます、そこで、もう少しじっくりばらんに座談会、懇談会形式のこと、少し時間を取って、そちらで皆さんといろいろな話、日常生活の話等々、また、ふだんちょっと言えないような話を話しながら、お互いに共有し、もっともっとよりよい自分たちの健康に向けた、また元気で長生きする、そういうことに向けて話ができるかなと思うのですけれども、そういったことに対してはいかがでしょう。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今、1つの御提案というふうに受け止めさせていただきまして、フレイルチェックに携わっている方々にも意見を聞きながら考えてまいりたいなと思うのですが、ただ、フレイルチェックにつきましては、町といたしましても、積極的に行政が主体となって推進していくということも大事なのですが、できるだけ地域に定着していくために、地域の中で運営ができるようにということを目指して掲げて運営をしてございます。したがって、運営の中でこういったことが可能かどうかというのは、運営側のサポーターさんの意見も聞きながら決めていくことかなと考えてございますので、お願いしたいと思います。

それから、社会福祉協議会がフレイルチェックに参加しているというところでございます。こちらも大事な視点でございまして、地域包括支援という大きな枠組みの中で、社会福祉協議会も携わりながらこれを運営していくということを考えてございますので、そのような理由から社協には参画していただいています。

それから、あと、もう1点。座談会のようなということでございますが、社会福祉協議会が各地域に出向いて福祉をテーマとした座談会というのを、フレイルチェックとは別の仕組みですが、やっております。今年度、順次地域を回る予定で考えてございますので、そちらには私ども行政も出席させていただきながら意見交換する場を設けていく予定でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

そういうことは理解しましたけれども、実は、そういった中で、フレイルチェック測定会には行けないけれども、そういうことがあれば行って、なかなか人と接することが少ない方たちも、そういうことがあれば痛い足を引っ張り、お友達を誘い、また行って、そういうことができるのかなと思って言わせていただきました。その点は理解をさせていただきました。

それと、現状の評価について、高齢者支援対策で様々な支援をしていることはよく理解しております。非常に評価するところでありますけれども、町民の声として、実は、こういった声を何回か聞いております。また、町民フェスタの中でも聞かれたことなのですけれども、開成町は子育て支援等、そういうことに関してはすごく厚く厚く支援の施策を行っている。例えば、開成町の高齢者の祝い金がなくなったり、人間ドックの助成金がなくなったり、そういうことに対して、ちょっと高齢者に対してそういうことが厚く強く感じられないという声を聞きます。その辺について、御見解はいかがでしょう。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢化率が高まっていく中で、かなり、その時々々の需要も変化していくものだと捉えてございます。特に、かかる経費につきましては、介護保険事業を含めて、かなり膨大なコストが年々かかることが予想されております。町といたしましては、時代とその時々々の状況を見ながら、それに見合った対策をしっかりと講じてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

そういうことで理解はしますけれども、そういう声があったということは、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

次に、今後の支援策について伺わせていただきますけれども、生活支援体制整備事業として自治会を中心に支え合いの仕組みづくりを進めているわけですが、そういった中で、孤独・孤立対策推進法に基づく高齢者の孤独・孤立の問題について、その中でも単身高齢者についての対策は今後どのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

単身高齢者が、この後、増えていくのだろうという見通しは我々も持っております。その中で、既存の制度を先ほど幾つか御紹介を町長からさせていただいておりますが、その制度も必要に応じて見直しをしながら、できるだけその時々々の需要に合った、多くの方に使っていただけるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

そういうのは本当にしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、高齢者の中でそういう方たち、単身高齢者または高齢者の二人住まいの方たちの中では、そういったことで人に知られたくないという気持ちとか、相談すること自体をためらってしまう方とか、どこに相談したらいいか分からないというのも、まだ聞きます。しっかりと話をすれば、そういうところに行けば、ちゃんとしっかりと対応してくれるとは対応したりもするのですけれども、まだ、そういうことすらできない、したくない、人に知られたくないという形でいる方もいらっしゃいます。

そういった中で、孤独・孤立は誰でも起きることなのですからけれども、本当に声を上げること、それから人に頼ることはいいことなのだよということを、そういうメッセージを発信するとともに、そういった相談窓口で分かりやすく対応できるように示すということも大事なのではないかと思います。

そういった中で、他の自治体でもやっていることがあるのですけれども、そういう孤独を感じている人が相談しやすいために、利用しやすいようにLINEというのをやっているところがあるみたいなのですからけれども、しかし、開成町の中でも、とっさにボタン1つ押せば通報ができるという、そういう装置も貸して、しっかり対応している等々ありますけれども、そういった中でLINEの取組というのを提案してみますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者向けということの枠の中で考えてみますと、デジタルを活用していくということが最も適切かどうかというのは、ちょっと考えなければいけないかなと思います。

開成町といたしましては、人とのつながりが強固であるということは最大限に生かすべきかなと考えてございますので、例えば、民生委員さん、児童委員さんが非常にきめ細かく丁寧に見守り活動を進めていただいておりますので、特に、直接話すのがどうかという御本人の御意思もあるかとは思いますが、そういった人と人とのつながりを、まずはしっかりと大切にしながら高齢者の生活を支えていくこと、さらに、今、御提案のあったようなことも、今後の、この後の段階として考えていかなければいけないことかなと捉えてございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、数年前になりますけれども、これからの支援策の中で、ごみ出しの件について質問させていただきます。高齢者の方の中では、そちらのごみ置場まで、ごみを出しに行くことが困難な方がいらっしゃいます。そういった中で、高齢者等を支援するために戸別収集というのを、今、検討すべきではないかということで、まず最初に一言、お願いします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ごみの関係なので、私から回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、高齢化が進む中で、高齢者の方々が適切にごみを出せる

ような環境づくりをするということは重要な課題であると認識しております。

ただ、一方で、ごみの収集体制の変更は財政面や運営面、こういった面で大きな課題を伴うため、寒川町さんの事例は1つの参考とさせていただいて、開成町の状況に合った現実的な方法を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今、課長から、寒川町の事例について検討していくというお話を聞きました。そういった形で進めていただければと思いますけれども、その中で、ちょっと事例というか、近隣の中で、寒川町では寝たきりや高齢者、独居高齢者に対しても戸別収集を実施しているということと、それから、二宮町で今、ごみ出しで試行的なことを実施しておりまして、その中で、対象者が限定されますけれども、町内に住所を有し居住している方、それから65歳以上の方のみで構成する世帯の方、介護保険の認定を受けている方、地域で決められたごみ置場までごみを出すことができない方、それから地域や身近な人にごみ出しの協力を得ることができない方があります。

ということで、最初に申請すると利用料として3,850円を払って、ボックスをそれで購入し家の前に置くという。そこで町のルールに従って分別したごみを朝の8時までに入れていただければ、町の職員が午前中にごみを収集し、そこにまた空の専用ごみ収納ボックスを残していくという。ごみが出ていない場合などは、必要に応じてインターホンを押して見守り活動にもなるという、こういうことであります。今、課長からいろいろ、寒川町も検討して、これから検討していくということですので、そういうことで検討していただきたいと思います。

ごみ出しに関しては、確かに、今言ったとおり、いろいろな仕組みづくり等もありますけれども、例えば、こちらも数年前の議会のいろいろな所管事務調査の中で、今後のごみ処理広域化の進捗状況により調査研究をして、するというのが、町がそういうことも考えているということがあったと。そして、全世帯を対象とすることに対しては非常に低いということは理解しておりますけれども、本当に支援が必要な町民を対象に戸別収集の具体的な方法を模索することが現実的ではないかということで、これからしっかりと環境課でもそちらをもんで、ワーキンググループも含めてやっていただければなと思います。

時間がちょっとあれなのですけれども、すみません。1つ、ワーキンググループの中で買物支援を含む交通空白への対応ということで、この辺も聞きたかったので、きっと、これはいろいろワーキンググループで考えて、それをこれから町民に示して、先ほど同僚議員からありましたけれども、今年中、年度中には何とか、そういう方向性を我々にも町民の方にも示していただけるようなこともありましたので、ぜひ、そういうことをしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

買物支援を含む交通空白への対応ということで、これは先ほど町長が声を大きくして言ってくれましたので非常に楽しみにしていきたいと思っておりますし、何せ高齢者の方は、開成町は狭いし平らだとよく言われるのですけれども、高齢者にとっては、たとえ50メートルでも100メートルでも、そこまで行くのに行けない、そこまで行くのが遠いのだよという、そういう気持ちがある方がいらっしゃいます。ですから、土地が広いからどうのこうのではなく、本当に切実にそういう人に対しての詳細なる買物支援というか、移送問題とか、そういうものを町で、しっかりと仕組みづくりを組んでいただいて、していただきたいと思っておりますけれども、最後に、これに対しての答弁をいただければ、お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

お答えいたします。

先ほど申し上げたように、今後の需要を捉えながら、今、既存の取組をしっかりと強化していくということ。

それから、先ほど議員の御意見であった敬老祝金、これにつきましては、今現在も88歳と100歳を対象に実施してございます。

それから、あと、もう1点。制度として社会福祉協議会で「ちょこボラ」という制度がございまして、生活の身近なことを助ける制度が今現在でもセーフティーネットとしては存在してございますので、御承知おきいただければなと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

祝い金のことも承知しておりますけれども、今までは70歳、77歳、80歳とか、そういった方にもそういうのがあったということの意味で言わせていただきました。

これからも高齢者支援に対してはいろいろな難しい問題もあると思っておりますけれども、ぜひ、若い人たちの子育て支援と同様に高齢者支援に対しても厚い厚い支援をお願いしたいと思い、私の質問を終了といたします。

○議長（山本研一）

これで吉田議員の一般質問を終了といたします。

続いて、10番、山下純夫議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

こんにちは。10番、山下純夫です。

通告に従って1件、質問いたします。

今後の開発事業・地域住民の将来不安軽減のため、都市計画税を導入する考えは。

町には、既に進行中の駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業、南足柄市と共同の

あしがら産業ビレッジ構想、そして南部第3地区の開発と複数の大型事業が存在し、今後多額の財政負担が見込まれます。

一方、さきの衆院選では、多くの政党が財源や将来負担を十分に示さず「減税」を掲げて有権者の支持を集めようとする減税ポピュリズムが横行しました。その結果、高額医療費の負担限度額引上げに代表される、ごく少数の弱者切捨てがさらに進む懸念があります。これ、懸念だけではなくて、実際8月から変わります。

こうした国の給付が手薄になる部分を町独自に補填する制度を求める声は少なくありません。議会が開催した意見交換会では遠隔地の医療機関へ行く交通費補助を望む声があり、減額した後期高齢者人間ドック費用補助の増額を望む声も届いています。直前の質問でも出ていました。

そこで、財源として都市計画税を導入すべきと考えます。

都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋所有者に課税し、都市計画事業や土地地区画整理事業等の費用に充てる目的税です。その税収を開発・インフラ整備事業に充てることで他の財源からの開発事業に充てていた予算を浮かせられれば、前述のような給付事業も可能となります。

以上のことから前向きに検討すべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

山下議員の御質問、今後の事業・地域住民の将来不安軽減のため、都市計画税を導入する考えは、についてお答えいたします。

都市計画税は地方税法第702条に規定された目的税であり、都市計画法及び土地地区画整合法に基づく事業の財源に充てることを目的としています。市街化区域内の土地や家屋の所有者に御負担いただくものであり、その活用範囲が都市計画事業や土地地区画整理事業に限定されている点が特徴です。

都市計画税を導入するかどうかは、それぞれの地域における都市計画事業等に応じて市町村の自主的な判断に委ねられており、神奈川県内では19の全ての市が導入しております。町村においては14の町村のうち4町が導入していますが、足柄上郡においては導入している町はございません。

都市計画税の税率は課税標準の100分の0.3、すなわち0.3%を超えることができないと定められています。神奈川県内の市町においては、0.3%が8団体、0.25%が3団体、0.2%が12団体となっております。

都市計画税は目的税であることから、導入に当たっては、その目的である今後の都市計画事業や土地地区画整理事業についての具体的な進捗、及び事業の財源調達計画を踏まえた総合的な判断が必要となります。

本町では、第六次開成町総合計画に掲げる令和14年度の目標人口2万人の達成を目指して、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業と南足柄市さんと共同で進める

あしがら産業集積ビレッジ構想、そして（仮称）南部第3地区土地区画整理事業という町の将来の礎となる3つの都市計画事業を推進中です。これらの事業は単なるインフラの整備にとどまらず、開成町の持続可能性を高め、たゆまぬ発展につなげるための住環境を整備し、次世代に活力ある町並みを引き継ぐための言わば未来への投資です。

第六次開成町総合計画の推進に当たっては、総合計画実施計画に基づく事業の財源的裏づけとして、開成町財政計画をローリング方式で毎年策定しております。直近の財政計画においては、収支計画は令和10年度まで、健全化判断比率や町債残高の推計は令和15年度までの推計を行っております。現時点での収支の見通しにおいては、財政調整基金の取崩しは見込まれるものの、実施計画で予定している事業はおおむね実施できると判断しております。また、健全化比率についても国の定める早期健全化基準を大きく下回ることから、財政の健全性を保った上での財政運営は可能であると見込んでおります。

都市計画税は、都市計画事業を進めるに当たって考えることのできる財源確保策の1つではありますが、現時点では、現在進めている都市計画事業及び土地区画整理事業に当たって、都市計画税を新たに導入し町民の皆様に追加的な御負担をお願いする状況にはないものと考えております。

今後も財政の健全化の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行うため、自主財源の確保や最小の費用で最大の効果を上げるための取組を一層推進してまいります。同時に、引き続き1つの事業での複数の課題の克服、デジタル化等を通じた生産性の向上を図り、より効率的かつ効果的な施策の遂行を通じて複数の土地区画整理事業の完遂を目指してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

一定の御答弁をいただいたので再質問しますが、まず、今回取り上げた背景、改めて少し語りたいと思うのですが、先ほど壇上でも減税ポピュリズムという話をしましたが、減税や負担の先送りは、現在の住民には喜ばれますが、そのツケは全て次世代、子どもとか孫の世代に回ります。開成町は子育て世代が多い町だからこそ、次世代にツケを回さない責任ある負担を今、議論し、今だけ、自分だけの政治から決別すべきときではないかと思います。

また、同じく壇上で説明した意見交換会で遠隔地の医療機関へ行く交通費の補助を望む声というのは、具体的には神奈川県立こども医療センターのことです。これも、やはりお子さんの多い開成町ならではかもしれませんが、実は、町長の御息子と同級生の私の第二子も神奈川県立こども医療センターで生まれました。8月に生まれて3日後に手術して10月までNICUで過ごしたので、その間も、それから、

その後も月に何度も通って、その時間、労力、そして経済的な負担は身をもって体験していますので、公的補助を求めたい気持ちも十分理解するところです。

また、直前の同僚議員の質問にも出ましたし、一昨日の私の質問でも取り上げた人間ドックの費用補助、これは、もともと広域連合から来るひものついた補助金があったから補助ができていたのが、今は半分になったというお話でしたが、これも独自財源があれば減額をしなくて済んだかもしれません。

そして、現在、様々な自治体が自主財源の確保のために法定外目的税の導入、もしくは導入の検討を進めております。例えば、近いところでは鎌倉市が10月から1人300円の宿泊税の導入を目指すという発表が先日ありました。それから、湯河原町も本年の4月から宿泊税の徴収を、修学旅行等は減免されるようですが、しております。このように、各自治体は自主財源の確保に努めています。

ここで改めて伺いますが、これまで都市計画税や法定外目的税を町として検討されたことはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

財源の確保に関係することということなので、財務課で答えさせていただきます。

私のほうで知る限りとしては、オフィシャルな場という部分では、そういった形での要は独自の税、先ほどの宿泊税に近いようなもの、そういったものについての議論というものは、されてきていないものと私のほうでは認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

確かに、開成町の中では宿泊税とか、あるいは温泉ありませんので入湯税みたいな法定外目的税は検討しづらいと思います。それから、都市計画税については、役場のOBの方が、かつて、平成2年頃とおっしゃったと思うのですが、自分の上司に企画書を手渡したところ、「君は町長の首を飛ばす気か」とおっしゃられたと聞いておりますので、なかなか、今、日本は「痛税感」という言葉もあるぐらいなので、検討がしづらいものなのかなとも思いますが。

直前の同僚議員のごみの収集の話でも「財源」という言葉が出てまいりました。また、午前中にもワクチン接種に係る質問のところで「限られた財源の中で」という答弁が出てまいりました。財政計画のほうでは問題ないという答弁がございましたが、やはり財源が限られているということで見送っている事業もあるように一連の一般質問の中でも感じましたけれども、仮に都市計画税、導入したとすれば予算規模がどのぐらいになるか、推計というのはされていますでしょうか。

○議長（山本研一）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

では、私から都市計画税の仮に導入した場合の試算ということでの回答をさせていただきます。

都市計画税につきましては、市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象となるということと、それから制限税率ということで税率は0.3%までということとなっております。それと、固定資産税と違う点というところでは、住宅用地などの場合には特例率というところが異なりますので、その辺りを加味して令和8年度の課税データを基に試算をしましたところ、仮に税率0.1%で計算した場合、約9,000万ほどと概算で見でございます。そうしますと、単純計算ではございますが、制限税率の0.3%とした場合には約2億7,000万ということとなります。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

制限、目いっぱいまでやったところで2億7,000万。私が、ざっと今の固定資産税等々の分かる範囲の数字から試算したものよりも結構多い金額が見込まれるのだなと思いましたが、これだけあればいろいろな、財源の関係でとかということなく、いろいろな事業ができるのかなとも思うところですが。

もう1つ、先ほども出てまいりました財政計画、これは4月に議会にも示されたところですが、この4月に示された開成町財政計画、策定された時期はいつ頃でしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの財政計画の策定期間というところの御質問について、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、最終的に完成したのは令和8年の3月になっております。以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

3月というところですね。3月というと、実は、2月は今の政権になってから円・ドルレート、一番円高だったのですけれども、3月は158円80銭ぐらいで、それでも今より2円ほど円が高い状態でした。どちらにしろ円安状態ですが、円安で

もうかっている、あるいは、いた輸出型の大企業も、中東危機のせいで原油高、それからナフサの不足、価格高騰で、先行きは相当厳しいと思うのです。思い返すと昨年、法人税の還付ということがございました。これによって昨年のような還付ということではなくても、また法人税が減収することもあるのかなと思います。

それから、今月16日、金融政策決定会合で政策金利も1%に上がりましたけれども、アメリカもちょっとかじを切ってフェデラル・ファンドレートが4%も視野に入ったということがありますので、国内の金利もさらに上がる可能性があります。そうすると、財政計画をつくられた頃よりも町債費が想定より増えるということも考えられるのではないかと思います。

財政計画にも、長期金利の上昇に伴う利払い費の増大とか海外の経済的な不安、不確定な要素によってということで、リスクが高まったときには見直す必要があるということを語られていますけれども、まさに今がその状態ではないかと思うのですが。財政計画策定時3月と、それから中東危機等も始まった現在の状態とで、ギャップというか差、見込みについて、差がどんなものかと想定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問の、要は財政計画策定時と現時点でのギャップというところについての御質問について、回答させていただきます。

まず、前提の話としましては、税収につきましては昨年度1年間の分の営業の部分のところについて、かかってくるというところがありますので、ここ数か月の部分というところに関してでいうと影響は出てこないのかなと考えておりますというところが1点です。

あと、先ほど来、お話のありました、昨年度でいうと還付が発生しといったところですか、それに伴っての税収の減みたいなお話というところが出ていましたけれども、今、すみません、財政担当として入っている情報でいうと、昨年度と同様な、そういった還付が発生するという状況にはないと聞いておりますというところが1つです。

あと、すみません、今の話から若干ずれるのですがけれども、先ほど目的税に関しまして、別の税について検討しているかというところについて、していないという回答はしたのですがけれども、ただ、税という形のものでの御負担というところについては検討はしていないのですがけれども、要は単純に財源を得ると、新しい財源確保のための取組というところにつきましては、常日頃から財務課で検討は行っておりますし、これまで議会にも説明させていただいたとおり、例えば、それまでは、ほぼ、言い方が適切かは分かりませんが、たんす預金に近いような基金とかについても、ほぼ定期預金だけしか使っていなかったものとかに関して、債券の運用等を行って利益を実際に年利1%ぐらいの債券運用益が発生するようにしたり

ですとか、今まで、ほぼ、あまり使われていなかった町有地について、試験的に貸出しをしたりとかして駐車料金を収益にしようですとか、あと不要物品について直接フリマサイトみたいなところで売ってみようとか、いろいろ町の中の努力のところで。あと、一番大きいところとしましては、ふるさと納税についての税収の増というところですか、そういった部分のところで、財源を獲得していこうという取組そのものにつきましては常日頃から検討を行っておりますし、取り組んでいるつもりでありますというところは付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

確かに、思い起こせば過去の本会議の中で、ふるさと納税等でも少し工夫をして、より税収が、ふるさと納税が大きくなるような工夫をしたと。具体的にと聞いたら、そこは近隣市・町が見ているかもしれないのでということで、相当工夫をされているのだらうなということは以前から見てとれておりました。ただ、やはり想定から大分外れる状況ではないかなということで、先ほど質問した次第です。

ただ、先月、OECDが日本に対日経済審査報告の中で、日本は財政の健全化と少子高齢化への対応のために、消費税を本来ならOECDの平均19%に近い18%ぐらいにしなければいけないという提言もされていたかと思います。ただ、現政権は、どうしても支持率という人気をバックボーンにして政策を打っているところがあるので、目先の人気の取れる食料品の消費税を0%だ、1%だとやっていますけれども。つまり、外から見て、やらなくてはいけないことと今やろうとしていることが真逆なのではないかなと思うのですが。

消費税がなくなると、消費税の全体のうちの22%は地方に回っている金額です。消費税減税は、そのまま地方自治体への影響も大きく出てくると思うのですが、もし財務課で、今、食料品の消費減税が行われようとしていますけれども、5兆円規模のマイナスということですけど、その22%、1.1兆円が地方への分配分から消えるわけですが、その補填を本当に国がしてくれるのかどうか、何か情報をつかんでいらっしゃれば御開示いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現時点で情報を持っているかという御質問だと思いますので、それにつきましては、開成町の財務課としては特別な情報は持っておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○ 10 番（山下純夫）

やはり、持っていないというより、そういう情報がないということは、もしかしたら国は 22% 分の補填をするつもりがないのか、改めて地方債を起こしなさいと言ってくるだけなのか、その辺のことにならないかなと思うのです。そうなると、やはり国を当てにしない自主財源の確保というのが非常に大事なのではないかと思います。

当初答弁の中で、町民の皆様に追加的な負担をお願いするものではないという御答弁があったと思うのですが、ただ、都市計画税は財政的にマイナスのフェーズに入ったときに赤字補填的に導入するものではなくて、まさに、おっしゃられたように、町の持続可能性を高め、たゆまぬ発展につなげるための未来への投資のはずです。都市計画税を、もし導入するとしても。

投資であれば当然リターンがあって、単に納税者に負担をお願いするだけではなくて、一番利益を受けるのも納税者だと思うのです。自分の持っている資産価値が維持されたり、あるいは、より高くなるわけですから、都市計画税を払うことでメリットは自分のところに返ってくる。そういうことをしっかりと話をして、検討されるといいのではないかなと思ったのですけれども。

未来への投資ということであれば、先日の町立学校 2 校の模擬議会がありましたけれども、未来を担う子どもたちとのやり取りの中から、今度は都市計画税を考えてみたいと思いますが。町長は本番さながらに全ての提案に対して御答弁いただいて、本当にお疲れさまでした、ありがとうございましたというところなのですから。

その中で、ある児童が、やはり子どもたちは熱中症が一番懸念するところで、スクールバスを出してほしいとか、それから、ほかにいろいろ提案が、リモートにしてくれとか、ありましたけれども、全て本を正せば熱中症の対策ということでした。その中で、日傘とネッククーラーという話が出たときに、1 人の生徒が家庭の事情で日傘とネッククーラーが用意できない子もいるかもしれないから、支給を学校側から、町からですよ、結局、すればいいという発言をしてくれました。家庭の事情で差が生まれるということを、よしとしない。義務教育なのだから、皆同じであるべきだという発想からだと思うのですが。

これは町長の母校である慶應義塾大学の財政社会学の井出英策教授が唱えるベーシックサービスに非常に近い考え方で、まさに弱者を生まない、そして分断を生まずに分かち合いの社会を実現するためのものですが、大事な考え方だと思いますが財源が必要になります。

その財源に対しても、児童が登壇して言うてくれましたね。町長も覚えていらっしゃると思います。税金は大事だ。ないと平和に暮らせないと語りました。その次のクラスに「税金の勉強をしたの」と水を向けたところ、ノートを見せてくれたのです。そうしたら、そこには「スウェーデンは消費税が 25% で、それでいい福祉が実現されているから、すばらしい」と書いてありました。ちょっと、そういう発

言にも後押しをされて、この質問をやっているわけですが。

先ほどの同僚議員の質問の中でも「みんなで支え合い」というフレーズが出てきたかと思うのですが、まさに自己責任ではなくて社会全体で支え合う仕組みの原資となるものが税金だと思うのですが、税金が高いことは決して不幸ではないと思うのです。

もう終わりになりますけど、ちょっとパネルを示したいと思うのですが、映っているのかな。これ、ちょっと古いのですが、2020年の国民負担率です。フランスが69.90、それからデンマークが65.9、フィンランドが59.70と出ていますけれども、フィンランドは9年連続、ケンブリッジがやっている国民の幸福度調査で1位です。それから、デンマークが2位。アイスランド、ここに出ていませんけれども、付加価値税が24.5%です。日本は今、62位です。こういうものを見ると、必ずしも税金が高いことは、きちんと給付があれば不幸ではないと思うので、ぜひとも検討してほしいところなのですが。

もう1つのデータとしては、令和1年から5年までの転入者を見ると、75%ほどが市から転入されてきていますので、都市計画税を払うということに抵抗はないと思うのです。こういうことを考えるにつけ、まさに都市計画税を導入するタイミングは今ではないかなと思うのです。午前中、ごみの話も出てきましたけれども、そこでもざっと計算すると28億ぐらい負担しなければいけません。

以上のような観点からも、やはり都市計画税を導入し、さらなる福祉の充実を図るタイミングは今だと思いますが、財務課は、こうしたデータを目にしても積極的な検討を行っていただけないかどうか、改めて御見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

いろいろ御提案いただきまして、ありがとうございます。私からでいいですかね。

まず、減税云々は抜きにしまして、私としては、国家財政について、長期債務は1,200兆に迫ろうとしていますし地方の債務も200兆弱で推移しているという、こういう現状、プライマリーバランスの黒字化もおぼつかないような状況については、重大な懸念は持っています。それと減税ポピュリズムとは、切り離して考えていただきたいと思うのですけれども。

町としても当然、扶助費の増加であつたり公共施設老朽化等々を踏まえますと、財源が今後余裕ができるということは楽観視は決してできません。一方で、開成町の場合は、人口もおかげさまで増えておりますので、地価もおかげさまで若干上がっておりますので、固定資産税並びに町民税ということは順調に増加基調にあります。法人税はもともと振れがあるものだと思いますので、昨年の例につきましては企業買収等々による特殊なものとも考えております。

結論といたしましては、当初答弁でも申し上げたのですが、このようなまちづくりを進めて移住・定住促進を図ることによって、基礎となる町民税、固定資

産税の増加をベースに今後もまちづくりを進めさせていただければなとも思います。

そして、私が視野を広く見た場合に一番懸念しているのは、やはり現役世代の負担の重さです。国民負担率とか、いろいろありますけれども、日本の場合は社会保障制度も現役世代からの仕送り、支援金によって成り立っているところがあります。人口も減っています。そのような中で、町であっても市であっても県であっても国であっても、新たな負担というものに関しては、財政は厳しいのですけれども、なかなか踏み込めないですし、当然、御理解もいただかなくてはいけないというのが最低限の条件になると思うのですけれども、なかなか現実的には厳しいのかなという思いであります。

いずれにしても、先ほど申し上げたとおり一生懸命、財源の確保に努めて、しっかりまちづくりをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を１４時４５分とします。

午後２時３０分

○議長（山本研一）

再開します。

午後２時４５分

○１１番（星野洋一）

皆様、こんにちは。１１番議員、星野洋一です。通告に従いまして１項目の質問をいたします。

町の特殊詐欺対策について問う。

近年、特殊詐欺の認知件数や被害額は依然として高い水準で推移しており、本町においても高齢者を中心に被害が発生しております。

さらに、警察官等を語る手口やＳＮＳを利用した詐欺など、その手口は巧妙化・多様化しており、被害防止対策の強化が求められております。

また、昨今の特殊詐欺事件では、犯行手口が凶悪化している事例も見受けられ、金品をだまし取られるだけではなく、暴力による負傷や、命を奪われる深刻なケースも発生しております。

このようなことから、従来から行われている防災行政無線やメール等による注意喚起だけでは被害防止に限界があり、より実践的で地域の実情に即した対策を強化するべきと考えます。

そこで、次の項目について質問いたします。

- １、本町の特殊詐欺の認知件数と被害額の推移は。
- ２、本町が現在実施している特殊詐欺対策の内容と、その効果は。
- ３、特殊詐欺被害防止に向けた周知啓発及び対策の拡充について、本町の考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

星野議員の御質問、町の特殊詐欺対策について問うについて、お答えいたします。

近年、SNSやキャッシュレス決済が急速に普及する中、詐欺の手口が議員おっしゃるとおり一段と巧妙化かつ多様化しております。

全国的にSNS型投資詐欺と呼ばれる最新の科学技術を悪用した犯罪が増加する中、令和7年は犯罪認知件数と被害額は急増し、いずれも過去最多を大きく更新しました。

また、令和7年の被害実態としては、依然として高齢者の被害の割合が犯罪認知件数と被害額のいずれにおいても過半数を占めています。

ただ、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺に関しては、20代、30代といった若い年代に被害が拡大していることが特徴として挙げられております。

それでは、1つ目の御質問、本町の特殊詐欺の認知件数と被害額の推移は、についてお答えいたします。

本町における特殊詐欺の認知件数と被害額の推移につきましては、令和5年は5件、400万円、令和6年は1件、約100万円であったところ、令和7年は6件、約2,400万円に急増しました。全国的に認知件数、被害件数共に著しく増加しており、松田警察署管内においても令和7年中の認知件数は前年比23件増の42件、被害額は前年比約2,700万円増の約1億200万円と、いずれも大幅に増加しました。

2つ目の御質問、本町が現在実施している特殊詐欺対策の内容とその効果は、についてお答えいたします。

全国的に手口が一段と巧妙化かつ多様化し、新たな手口による被害が拡大しているものの、令和7年、本町において発生した特殊詐欺被害に関しては、これまでに流行した従来型とも呼べるオレオレ詐欺や架空料金請求詐欺の被害がほとんどでした。

町では、町民が特殊詐欺被害に遭わないよう、ホームページに「特殊詐欺にご注意ください！」というタイトルで専用ページを設け、注意を喚起しております。特殊詐欺の代表的な手口とその特徴を紹介するとともに、特殊詐欺対策の動画を掲載するなど具体的な対策方法や詐欺に遭わないための注意点をまとめ、警戒を促しております。

また、被害を未然に防ぐために、月に1回実施しております防犯指導員による町内パトロールにおいて、特殊詐欺への注意喚起の放送を行っております。

今年度は開成町社会福祉協議会と連携し、高齢者を対象に特殊詐欺未然防止講座を開催する予定となっております。

さらに、御家庭の電話機に自動で警告メッセージを流す自動応答機能と、通話を

録音する自動録音機能がついた防犯用電話自動応答録音アダプタを無償で貸し出しております。

ほかの機関等の取組といたしましては、神奈川県防犯協会が松田警察署と連携して迷惑電話防止機能付電話機を無償で配付しております。松田警察署においては、管内金融機関などと連携し、振り込め詐欺に絡む不審な振込に気づいた場合の連絡体制を構築し、被害の未然防止に取り組んでいます。

本町においては、令和8年、ここまでの5か月間は特殊詐欺の被害は発生していません。しかしながら、神奈川県を含め、全国的には今年に入ってから認知件数、被害件数、いずれも増加傾向が続いていることから、本町においても引き続き注意を喚起し、警戒を促す必要があると認識しております。「自分は大丈夫」との過信が特殊詐欺の被害者の特徴の1つと言えることにも留意し、松田警察署や関係機関と連携を深めながら、引き続き被害の未然防止の対策に取り組んでまいります。

3つ目の御質問、特殊詐欺被害防止に向けた周知啓発及び対策の拡充について、本町の考えは、についてお答えいたします。

警察庁では、特殊詐欺の7割以上が電話を通じて行われていることも踏まえ、被害に遭わないための対策としては、犯人と話をしないことが何よりも重要であるとしております。その上で、無料の警察庁推奨アプリの導入、固定電話での国際電話の着信ブロック、及び防犯機能付電話の利用を強く推奨しております。本町におきましても、警察庁が推奨している詐欺電話を自動でブロックできる詐欺電話対策に特化した「詐欺バスターアプリ」の周知に努め、その利用を促進してまいりたいと考えております。

また、町全体の防犯力を高めることが防犯の抑止につながるものと考えております。これまでも取り組んでおります町内における防犯カメラの増設や見守り自動販売機の設置、町民や町内事業者との協働によるドライブレコーダーを活用した見守りボランティア活動、さらには自治会などの御協力により実施していただいております登下校時の見守り活動など、ハード、ソフト両面での対策を継続、強化してまいりたいと考えております。

そして、申し上げたとおり松田警察署や関係機関と連携を深めながら、防犯キャンペーンなどの機会も有効に活用すると同時に、SNSをはじめ各種媒体を活用し注意を喚起し、警戒を促すことで犯罪の未然防止に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

11番、星野洋一です。

一定の答弁をいただきましたので、再質問を行いたいと思います。

まず初めに現状といたしましては、松田警察管内においても、1市5町においても特殊詐欺の件数は増えております。先ほど町長がおっしゃられたとおりでござい

ます。答弁の中にありましたように、開成町においても認知件数6件、オレオレ詐欺3件、架空請求詐欺が3件、被害額が2,400万となっており、詐欺件数、被害額についても大変増えております。また、令和7年の被害の手口については、一時期少なかったオレオレ詐欺がまた増加していて、松田町の警察の管内の詐欺の7割強がオレオレ詐欺となっておりますので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

町では、町民が被害に遭わないように、ホームページに「特殊詐欺にご注意ください！」というタイトルで専用ページを設け、注意喚起を行っているのですが、当然、これについては書かれている内容も特殊詐欺の主な手口や特殊詐欺被害に遭わないための対応方法、対応窓口や特殊詐欺対策の動画、先ほども町長からお話がありましたが手口紹介動画や警察署へのリンクなどが掲載してあり、大変役に立つものであり、ぜひ皆様に見ていただきたいと、これは思いますが、ただ、高齢者の中にはホームページを見るのが苦手な方が多いことと、ホームページがちょっと見つけにくいのが難点ではないかと私は思っています。

町のホームページ、もう少し分かりやすくリンクが貼ってあれば、もう少し見ていただけるのではないかなと感じましたが、この点、もう少し改良の余地というか、改良はできるものでしょうか、その辺を少しお尋ねいたします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、町の公式ホームページの中では「特殊詐欺にご注意ください！」という、先ほど町長の答弁でもあったのですけれども、「くらし」のホルダーの中に、その中で「交通・防犯」という中に入っている状況です。トップページからいきなりというところにはなかなか難しいので、先ほど言った高齢者の方というお話であれば、こちらにたどり着くような形で紙ベースでの注意喚起も含めた啓発も今後考えていければと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

そうですね。紙ベースでも構いませんので、高齢者の方は、なかなかPC、パソコン等が苦手な方も多いと思いますので、親切丁寧に、こういうやり方でホームページにたどり着けますということも書いていただければ、皆様が、より一層見ていただけるのかなと思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

月1回、防犯指導員による町内パトロール時に注意喚起放送を行っているのですが、私も防犯指導員の1人としてパトロールをしています、これ、なかなか全地域を巡回することが難しいのです。非常に。あと、道路に沿った地域の方にしか、拡声器で伝えておりますので、なかなか聞き取ってもらえないなど、少し、

この辺のところも問題があり、周知するのが難しいのが現状でございます。

先ほどの答弁の中に、今年度は社会福祉協議会と連携して高齢者を対象にして特殊詐欺未然防止講座の開催を予定しているとのことですが、このことについて、もう少し詳細をお願いできますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

正直言いますと、結論から言いますと、まだ日程も含めて、どういう形で進めていこうかと、今、調整中でございます。講座の内容については、まだこれからということですが、地域防災課としては、松田警察署の生活安全課の署員の方を講師に招いて、より具体的な特殊詐欺の手口、そういったものも御紹介しながら周知啓発していきたいと現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

これについては、回数とか何か、その辺のところは決まっておりますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

お答えします。

回数も含めてということなのですが、原則は、まずは1回実施したいというふうに、今、調整しているところでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

現在調整中で、警察の方が講師になって具体的な手口もお話を伺えるということであれば、最低1回にしても、そのときに高齢者の方がしっかり理解できるようなことをお話し願えるのは非常に有効だと思いますので、その辺のところは、ぜひ、これからも進めていただきたいと思います。

あと、基本的に詐欺にかかるのは高齢者の方が多いので、例えば、社協と連携していろいろなことをやるということなのですが、連携の中に相手先を各自治会の老人会、そういうものを含めて相手としてやっていただく。あと、地域で活動しているサークルみたいなことで人数がいるところ、そういうところも合わせて対象にしていきたいと考えているのですが、そういうことは可能でしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁でも若年層にも広がってきているという話ではあったのですが、今、星野議員が言いますように、令和7年中の被害者の年代でいうと圧倒的にやはり高齢者が多い。60代以上の方が6名中5名という形です。

ただ、町の職員が講師になってというのがなかなか厳しいもので、やはり警察の方が講師になってという感じがありますので、ゆめクラブさんも社会福祉協議会のほうで事務局を持っておりますので、それと松田警察署と調整をして、希望があるようなところ、また、警察としても高齢者を対象にした啓発・周知について、やはり必要だと思っていると思いますので、できる限り、そういった機会を設けて周知啓発につなげ、1件でも被害が少ないような取組は今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

そうですね。本当に高齢者が一番狙われますので、今、答弁の中にもありましたように、ゆめクラブ開成さんとか、老人クラブの方とちょっとお話をして、そういうところで講習会、研修会等が一緒になって開ければ、より一層、危険ということを皆様に知らせることが出来ますので、そういう周知に一生懸命やっていただけたらと思います。確かに、町の職員にはなかなか講師ということが難しいということですので、警察も含め一緒に連携してやっていただければと思っています。

あと、連携の中に、私は民生委員の方に入っていただけないかなと感じております。民生委員の方にとってはちょっと負担になって、非常に大変だと思うのですが、民生委員の方は、もう常日頃から高齢者との接点が多い。特殊詐欺被害防止に向けて、民生委員と連携して注意喚起や見守り活動をさらに強化する。本当に近年の特殊詐欺は手口が巧妙化しており、被害に遭う直前まで本人が詐欺と気づかないケースが本当に多いのです。だから、民生委員が訪問活動を行う際、特殊詐欺に関するチラシや、「こんなことが現実になりましたよ」というお声かけなどを一緒にしていただきながら、そういう周知活動、防止活動をしていっていただきたいなという私は気持ちがあるのですけれども、被害防止活動、協力をお願いする等を推進する考えはありますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、民生委員の方と連携した啓発活動の御提案ということです。まずは、民生委員・児童委員協議会、民児協の方に、こういった見守り活動の中で特殊詐欺被害の啓発をお願いできないかという御相談を、まずさせていただきたいと思います。た

だ、戸別訪問による啓発という形ですので、非常に効果的だと思いますので、地域防災課としても前向きに実施できるような形で対応していればと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

そうですね。本当に前向きにやっていただければ、私としても周知が非常にはかどりますので、民生委員・児童委員の方には協力をお願いしていただければと思っています。

町の対策、先ほど答弁の中にありました、電話機に自動で警告のメッセージを流す自動応答機能と通話を録音する自動録音機能がついた防犯用電話自動応答録音機アダプタを無償で貸し出しているということですが、これ、現状の運用の状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

現状、貸し出しているのは1台ということです。過去には、もっと貸出しはしていたのですが、大体半年をめどに確認をしていただいて返却していただいているという形の中で、現状でいうと貸し出しているのは1台ということでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

すみません。全体で何台持っていて、1台貸出しでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

お答えします。

現在所有しているのは4台で、貸出しをしているのは1台ということでございます。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

4台中1台が貸出しということですね。先ほど運用方法として半年で返却という形を取っておりますということで、私もこれを見たのですが、ホームページに書かれているのが、条件として、貸出し数に限りがあるのでメール等での申込みはできないということと貸出期間は半年ですと書かれておりました。この条件だと、な

かなか、半年だとすぐたってしまうから、また取り外し、面倒くさいよねと思って
しまうのではないかなと私は思ったので、条件等を、もう少し長く１年なりにする
とか、メール等で貸出しの手続等が取れるような、そういう条件に変更というのは
できないのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

まず、現在保有しているのが４台という形の中で、実際、半年以上お貸ししてい
るケースも以前ありました。ただ、台数が限られているので、原則としては、まず
は半年だという形で、その辺は利用者の方のニーズに沿った形で対応させてもらっ
ているということです。

今後についても、今は留守番電話機能というのも普通の固定電話でも結構ついて
おりますので、これも含めてなのですけれども、そういった留守番電話を使って、
なるべく犯人の方と話さない状況というのをできるような形で、町としても引き続
き啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

１１番、星野議員。

○１１番（星野洋一）

なかなか、その辺のところがということですね。今おっしゃったように、実は、
犯人は自分の声を取られるのを非常に嫌がりまして、この辺のところをつけると大
分、犯罪に巻き込まれる可能性が減るということも実際にありますので、その点、
もう少しうまく貸し出せる状態に持っていつてくださればいいなと考えますので、
その辺を少し頑張っていただければと思います。

あと、先ほど答弁にありましたように、今の一般で売っている市販の電話、これ
は最初の応答の音声のやつが最初から入っているのが結構ありまして、その点で、
なかなか新しいのを買い換えた方は、このような町から借りるというのがだんだん
少なくなってきたしまっているのかなと、ちょっとそれも考えるところではござい
ます。

あと、答弁の中にございましたが、防犯電話と共に今推奨しているのが、警察庁
では特殊詐欺の７割以上が通話を通じて行われているということも踏まえて、警察
庁が推奨している詐欺電話を自動でブロックできる詐欺電話対策に特化した「詐欺
バスターアプリ」の周知、利用促進に努めていきたいと考えているという答弁を伺
いました。

これは、すごくよいものだとも私も考えております。私も実は、これを入れてみま
した。見知らぬ方から入ってくると注意喚起が出来ますし、基本的には外国からの電
話はカットされるような形で設定されているということでした。そういうものをで

きるだけ進めていくということを、この中ではお話をしておりますが、これは本当に大変によい対策だと思っておりますが、利用促進していくのは、どのようにして促進していくか、その辺を少しお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

これも先ほどの町のホームページで、ちょっと探しづらいという話だったのですが、ホームページの中でも特殊詐欺対策アプリということで、もう情報は入っております。こちらについては、8月の広報で警察庁推奨のアプリ「詐欺バスターアプリ」、こちらを広報で紹介をして、高齢者の方も今はスマートフォンを使っている方が大変多いですので、そこでQRコードをつけて町のホームページにつながるような形で、まずは周知していきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

8月に広報に載せるということですね。先ほどホームページのこともおっしゃっていましたが、私も、この辺のところは見ております。中に警察を含めたところと民間の詐欺バスターアプリ、2件入ってございました。QRコードもしっかりと載ってましたので、これから取れば大変便利に詐欺を防げるのかなと考えています。今もおっしゃいましたように、本当に今は高齢者の方もスマホをたくさん持っていますので、ぜひぜひ、これを対策として進めていってもらえればと思います。

残り3分になってまいりましたので、私の体験した例を少しお話ししたいと思います。

私、先ほどもちょっとお話ししましたが防犯指導員をしております。やっていることは、各お祭り等に行って「詐欺に気をつけてください」というチラシを配っております。ただ、私が配った中で普通に「どういう状態ですか」とお話を聞くと、「いや、しょっちゅう、いろいろなところから電話がかかってきます」、「本当に、しょっちゅう、しょっちゅう来て大変です」というお話も聞きましたし、中には「おばが数十万円、実は取られました」という方もいらっしゃいました。あと、私が本当に直接お話しした中では、自分が500万円だまされましてとおっしゃった方もいらっしゃいました。

本当に、これは他人事ではなくて、誰もがだまされてしまうのですね。すごく巧妙な手口で言ってきますので。本当に、その辺を皆さんが自分のこととして考えていただきたいと思っております。

最後に、特殊詐欺は大切な財産を奪うだけではなく、町民の安心・安全な暮らし

を脅かす極めて悪質な犯罪です。近年は手口が巧妙化・多様化し、高齢者だけでなく若い世代にも被害が広がっております。町民一人一人が被害に遭わないためには、行政、警察、地域、関連機関が一体となった取組が重要と考えております。町民の貴重な財産と命、そして安心して暮らせる地域社会を守るため、今後も実効性のある対策の充実と強化に取り組まれることを要望し、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（山本研一）

これで星野議員の一般質問を終了といたします。

次の質問の予定まで、しばらくお待ちください。

4番、井上慎司議員、どうぞ。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。

通告に従いまして1つの質問をさせていただきます。

子どもの権利と意見表明を生かしたまちづくりについて。

子どもの権利条約では、子どもが自らの意思、意見を表明し、その意見が尊重される権利が示されています。社会や価値観が大きく変化する中、子どもたちが自分の考えを持ち、他者と対話をしながらルールや社会の在り方を考える経験は、民主主義の土台を育む上で重要であると考えます。

そこで、町として子どもの権利や意見表明権をどのように認識しているのかを伺います。また、学校や地域、行政施策において子どもの意見を聞き、反映する取組の現状と課題について、さらにルールメイキング教育や子どもの参加型の取組など小・中学生段階から主体性や対話力を育むことについて、町の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員の御質問、子どもの権利と意見表明を生かしたまちづくりについてにお答えいたします。

初めに、子どもの権利と意見表明について御説明いたします。

子どもの権利とは全ての子どもが持つ基本的な人権であり、健全な成長と発展を保障するためのもので、子どもの権利条約によって広く認識されております。子どもの権利条約は世界中の全ての子どもたちが持つ人権を定めた条約で、1989年、国連総会において採択されました。現在までに196の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約となっております。

日本では1994年に批准しました。18歳未満を児童と定義し、4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障しております。意見表明権とは、自分に関わることや全ての意思決定のプロセスにおいて自由に意見を述べ、それが年齢や成熟度に応じて適切に考慮される権利であり、子どもの権利条約

第12条で定められております。2023年施行のこども基本法におきましても、この意見表明権が重要な柱として位置づけられております。

それでは、町として子どもの権利や意見表明権をどのように認識しているかについて、お答えいたします。

申し上げたとおり、子どもの権利や意見表明権は子どもの権利条約で定められており、同条約を批准した我が国においても4つの権利を保障しており、いずれも重要な権利であると認識しております。本町では子どもの権利について、条例等の制定などに関する調査研究を継続的に進めております。その上で、現時点では、こども基本法に沿って、子どもに関する様々な施策を実施している状況となっております。引き続き、条例等の制定自体の意義や現在具体的に展開している施策との整合性などについて調査研究を重ねることとし、今後の取組について結論を出してまいりたいと考えております。

また、子どもの権利擁護につきましても、増員した福祉専門職をこども課や学校教育課に配置し、困難を抱えている子どもに直接話を聞くなど、子どもや家庭に寄り添い丁寧に対応しております。

次に、学校や地域、行政施策における子どもの意見を聞き反映する取組の現状と課題について、お答えいたします。

行政施策においても、総合計画などを策定する際にパブリックコメントを募集するなど、子どもに限らず広く意見を聴取し、計画への反映に取り組んでおります。また、第六次開成町総合計画の策定過程では、町民の意識調査のみならず、小学生、中学生、高校生向けの若者アンケートも実施し、子どもや若者の意見集約にも努めております。

学校現場においても、学校が児童・生徒の意見を聞き教育活動や運営に反映することは、今日の教育課題として極めて重要な位置づけとなっております。文部科学省が定める学習指導要領では「主体的で対話的で深い学び」の実現が重要な目標とされ、その実践において児童・生徒の意見や考えを尊重する教育が求められています。

具体的には、児童・生徒会活動やアンケート調査、学級討議や代表委員会などといった意見反映型の話し合いの場の設置、学びの内容やテーマを選び教師との対話を通じて学習を深める探求学習活動、さらには総合計画をはじめとする行政の計画策定や事業への参画や議会との連携による模擬議会の開催など、非常に幅広い取組を進めております。これらの活動は、単に子どもたちの意見を聞くだけではなく、具体的な仕組みの中で反映させるという点で本町が掲げる教育目標の具現化に資するものであります。今後も、さらなる改善と充実を図り、これまで以上に子どもたちが中心となって役割を発揮できる環境づくりに努めてまいります。

次に、小・中学生段階から主体性や対話力を育むことについての町の考えについて、お答えいたします。

主体性や対話力を育む教育につきましては、小・中学校教育そのものが知識の伝

達にとどまらず、未来を担う子どもたちが社会において主体的に行動できる基礎力を育てる場として変化しており、主体性と対話力の育成を重視する中で、本町においてもルールメイキング教育や子ども参加型活動による教育を進めております。これらの取組は、子どもたち自身が活動や意思決定に参加することで内発的な動機づけを高め、学校や地域、さらには社会への責任意識を育むものと捉えております。

また、これらの活動を推進するに当たりましては、家庭、地域、学校、行政が緊密に連携するオール開成による協働が必要不可欠であり、これが本町全体の教育文化の向上に結びつくものと認識しております。特に、主体的な学びの場づくりや、子どもたち自身が社会に役割を果たす環境づくりについては、継続的な改善が必要であることから、子どもたちが中心となり地域の未来へ貢献を果たせる教育環境の実現に向け、なお一層の取組を進めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○4 番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

子どもの権利条約には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利という4つの柱があります。今回、その中でも参加する権利、特に意見表明権に着目をして質問させていただきます。

子どもたちが自ら考え、意見を表明し、他者と対話し、合意形成を学び、社会の一員として参加していくことは、民主主義社会を支える上で極めて重要だと考えています。私は子どもの権利条例の制定の可否だけを求めているわけではありません。子どもの権利条約の理念を教育現場でどのように実践していくのか、その観点からも質問させていただきます。

まずは、子どもの権利条例について町長に伺います。これまで私は様々な場面で複数回にわたり、子どもの権利条例についての質問を行ってきました。今回の答弁でも、これまで同様に引き続き調査研究を進めるとのことでした。

そこで伺います。現時点で町として条例の必要性をどのように認識しているのか、また、どのようなプロセスで今後、条例制定の可否を判断していくのか、この2点、まず伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問、ありがとうございます。おっしゃるとおり、過去にも同様の御質問をいただきました。決して、いたずらに先送りしようとする意図はございません。時間を要していることに対しては、議員自身が納得できないところはあるのかもしれないのですが、具体的に今年度も社会福祉士の資格を持った職員を昨年からですと2名採用し、その中で本件についても、これまで以上に深く、先ほど申し上げ

ましたけれども、条例等を制定する意義について最終的な詰め作業を行ってもらっています。

私としては、あくまで何をやるかが大事であって、形ではないということがまず1つと、あとは、その他、こども基本法やその他の国際的な、もしくは国内の法令等との、やや複雑とも思える体系において、制定すること自体が、ややもすると複雑さを増してしまうおそれもあるのかなという懸念は一定程度持っております。それがゆえに、殊さら何をやるかのほうが大事であるとは思っています。とはいえ、実際に、そういった町としての形も最低限は大切だとも一方で思っているのも確かですので、その辺りも踏まえて、恐らく、私の知る限りでは本年度中には結論を出していきたいと、こんなふうには考えています。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

町長から今年度中には方向性を出していきたいという、初めて前向き、ちょっとびっくりして、何と言っているのか分からない状態になっているのですが、まさに3月議会で質問したら回答が得られるのかなという私は受け取りをしました。

また、これまで町で定めてきた様々な計画の中に子どもの権利条約の内容というものはしっかり落とし込んでいるのだ、学校教育でも、そういった部分は落とし込んでいるのだという答弁もいただいていますので、町としては取組としては行っていると私は認識をしております。教育現場でもしっかりやっているという部分を踏まえまして、今度は教育長に伺います。

昨年議会で視察に伺った岐阜県美濃市では、教育長が中心となり、子どもたちの声を聞きながら子どもの権利宣言を策定しました。私が価値を感じたのは、宣言そのものではありません。子どもたちが権利について学び、考え、対話をし、言葉にしていくプロセスそのものです。開成町においても、教育長が主体的な役割を果たしながら子どもたちと共に権利について考え、その成果を形にしていくような取組を進めることが可能なのではないかと思いますのですが、可能でしょうか、不可能でしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

すみません。先ほどの質問について、一言だけ補足させていただければと思います。その後、教育長から答弁させていただければと思います。

議員のほうから前向き、もしくは驚きという表現で言っておられたのですが、私が申し上げたのは結論を出すということで、やらないという選択肢も含まれているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問について、私からお話しさせていただきます。

まず、内容に関しましては町長の先ほどの答弁と重なるものがあるかなと思いますが、その部分は御容赦ください。

まず、私も子どもの権利条約やこども基本法の趣旨は大変重要であると認識しております。学校教育においても、子どもたちを権利の主体として尊重し、その意見を聞きながら教育活動を進めていくことは大切なことであります。また、一方で、条例の制定は、そのものが目的ではなくて、やはり、その理念が実際の教育活動や子どもたちの日常生活の中で生かされていることが重要であると考えているところは議員と同じくしております。

また、本町では児童会活動や生徒会活動、また授業づくりや学校行事等におきまして、子どもたちの意見を聞きながら教育活動を実際に既に進めております。また、町長の答弁にもありましたけれども、学習指導要領においては主体的に社会の形成に参画する態度を育成することが求められておりますので、各学校では、その実践に日々取り組んでいるところでございます。そのため、まずは学校現場で今やっている実践を着実に積み重ねていくことが重要であると私は考えております。

先ほどの質問の内容の教育長が主導でという部分ですが、これも先ほどの町長の答弁と重なるところもあるのですけれども、子どもの権利条約というのは18歳未満全ての子どもを対象としているものでありまして、保育、教育、福祉、子育て支援、保健など幅広い分野に関わるものでありますので、したがって、教育委員会だけでなく、教育委員会だけで判断し作成するものではないと考えております。町全体として、関係部局が連携しながら議論すべき課題であると考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

まずは、町長の補足から、やらないという選択肢もあるという追加の御答弁をいただきまして、今回の一般質問、ここから俄然やる気が出てまいりました。ここから先の矛先が教育長に向くかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長からは、制度そのものをつくるよりも理念が大切だというお話がありましたので、この理念については、また後ほど質問させていただきます。

御答弁の中で、パブリックコメントやアンケートなど子どもの意見を聞く取組について、既に行っているという御説明がありました。そこで伺います。子どもの意見の聴取によって、実際に政策や事業内容が変更されたという具体的な事例があるのでしょうか、あるいは意見を聞き取りましたというところで終わっているのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられる意見聴取の計画への反映という部分でございますが、計画に対する意見聴取についてはパブリックコメント、子ども、お子さんに限らずという形になりますけれども、意見を広く聴取しているところでございます。聴取した意見の内容につきましては、計画の記載内容から構成に至るまで様々なものがござい
ます。そういったものにつきましては、いただいた御意見の内容を精査をしながら、可能な範囲で計画への反映に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

ただいまの御答弁の内容ですと、子どもに限らず様々な意見を吸い上げ、それを反映させているというところで、特別、子どもからしっかり意見を吸い上げ、それが具体的に施策に反映されたという事例ではないかとは思いますが。

私は、意見を聞くこと、意見が反映されること、この2つは似ていて違うことだと思っています。実際、意見を述べた子どもたちが自分たちの声は届くと実感ができたとき、初めてそこに価値が生まれてくるものだと思っています。こういった部分で、今、開成町の中に足りていない部分があるとするれば、こういったものなのか。こういった仕組みがあることによって、よりよくなるのではないかと等、何か町としてお考えがあるのであれば、お示してください。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

今、真っ先に思い浮かびましたのが、小学校6年生と中学3年生の総合的な学習の時間で、開成町の魅力をさらに高めようという、そういった、子どもたちの意見を、子どもたちが総合的な学習で調べ学習をして、自分たちの調べた結果から町の魅力アップのためにはどのような施策がいいのだろうかというのをまとめまして、それを町長をはじめ関係課の職員を招待したプレゼンテーションのような機会がございました。

その中で1つの例なのですけれども、中学3年生の意見で、開成駅にも、小田急線のほかの一部の駅ですけれども、着メロディーですか、電車が到着したときにメロディーを流すということをやったらどうかという提案がある中で、実際にはメロディーを流すとまでは行かなかったのですが、昨年度、あじさいまつりの期間中に子どもたちのアナウンスを開成駅から小田原駅の間の各駅で流したというのも、そ

もそもは電車が到着したときのメロディーを流したらどうかというところからスタートして、実際に、形は違いますけど、そのような形で、一部という形になるかと思いますが、実現したということがございます。

あと、それ以外にちょっと目新しいというか、ここでPRの1つとしてお話ししたいのですけれども、学校では教員の授業力向上のために研究授業というのを行っています。1人の教員が授業を行い、それをほかの複数の職員が見て、授業が終わった後に授業を振り返り、議論し、個々の教員のスキルアップにつなげようという研修なのですけれども。

その授業研究の終わった後に、教員の協議を行う前に一度、子どもたちも踏まえて、全員ではないのですけれども、授業に参加していた一部の子も子どもたちもカンファレンスという形で協議に参加をして、最初のときに今日の授業はどうだったのかというのを子どもたちに意見を聞き、子どもたちの授業が終わったばかりの新鮮な感覚、今日の授業はどうだったのかという子どもたちの意見を聞き、それを基に教員のほうで協議を行うという取組もしております。ダイレクトに子どもたちの意見が今後の教員の授業に反映されているものの例の1つだと認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

教育長から具体的な事例の御説明、ありがとうございました。

引き続き教育長に伺います。私は、子どもの権利条約の4つの柱のうち、参加する権利の意見表明権を教育現場で具体化する実践の1つがルールメイキング教育だと考えています。直近では文命中学校で制服登校、ジャージ登校の運用変更が行われました。私は、この取組の価値は結論そのものではなく、生徒たちが課題を見つけ、意見を出し、学校と協議をしながら形にしていった過程にあると考えています。教育長は、この生徒たちの動きと学校の対応をどのように評価をされているのでしょうか。手短に御答弁をお願いいたします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

では、短くということなので。今回の制服のことにつきましては、まず、制服が必要かどうかという一番最初の議論から子どもたちの意見を聞き、子どもたちの意見が反映されております。それは、中学生だけでなく小学生、たしか4年生以上だったと聞いております。私が着任する前がスタートの段階だったので、そのように聞いております。

その意見も反映されているというのと、昨年度3月ですけれども、4月から制服で登校するということがスタートするに当たり、生徒会の発案でお試し期間ということで、3月の中旬から3月の末まで制服で登校するというのを現在の2年生、3

年生が取り組んでおります。これも子どもたちの意見を反映している、そういった取組の大きな成果の1つではないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

この取組、大きな成果であると評価されているということですが、私自身も、制服かジャージかという結果よりも、その過程にこそ教育的価値があると考えております。子どもたちが意見を出し、対話し、ときには反対意見とも向き合いながら学校のルールづくりに関わる、そうした経験は主体的で対話的で深い学びにつながるのではないのでしょうか。

また、開成南小学校では、学級会や児童会での議論を通じて学校全体の決定につなげる実践が行われていると、先日、校長先生から伺いました。こうした実践を各学校だけで終わらせるのではなく、町立の園・学校で共有して仕組みとして広げていくという考えは教育長におありでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、ルールメイキング教育につきましては、私も議員がおっしゃったことと同様な意見を持っております。ルールを自由に変えることが目的ではなく、なぜそのルールが必要なのか、また異なる意見を持つ人とも対話をしながら合意形成を図る経験、そこにルールメイキング教育の本質があると考えております。学校教育においても、そのような力を育むことが重要であり、今回の制服検討の過程も、その1つの学びのいい機会だったと考えています。

ただ、教育は子どもの意見だけで決めたり多数決で決めたりするようなものではございません。子どもたちの意見を尊重しながらも、子どもたちの将来を見据えて大人が責任を持って判断することも教育の重要な役割であると考えております。

そこで議員の質問にありました町としてということですが、実は、今年度ですけれども、教育委員会では新たな組織を立ち上げまして、それは開成町幼小中一貫教育研究推進委員会というのを立ち上げました。先生方の研究をしている団体に開成町教育研究会というのがございまして、それと一緒に、それと並走することで、開成町の教育、今までやってきた開成町ならではの幼小中一貫教育を、さらに組織的に強化しようということで、今年度から立ち上げて取り組んでおります。

その中で、学力向上や生徒指導、児童指導、地域連携等を含めた取組を教育委員会と幼・小・中が連携して、今まで以上に組織的に取り組んでいこうということを始めております。その委員会の中で、今議員がおっしゃったような取組を当然行っていくものだと考えております。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○4 番（井上慎司）

公立の園、学校で様々な取組を行っているものを共有していくということで御答弁いただいたので、1 つ、ここで前に進んだのかなと思っております。

開成町では、小学校 6 年生の模擬議会や中学生以上を対象とした議場学習スペースの開放など、民主主義を学ぶ取組が既に行われております。私は模擬議会で民主主義を学び、その延長線上にルールメイキング教育があると考えております。ルールメイキング教育とは、校則などの身近なルールを題材に生徒が主体的に対話と合意形成を行う教育活動です。模擬議会、議場開放、ルールメイキング教育、これらを主権者教育として一体的に捉え、体系的に進めていっていただきたいと思っております。

教育長、少々昔の話になります。三十数年前、教育長が石塚先生として文命中学校で理科を教えておられた頃、井上慎司という少々手のかかる生徒がいたことを覚えていられるでしょうか。当時、大人が決めたルールに生徒が従うことが当たり前の時代だったように思います。自分たちの声が届かないと感じた生徒たちは、時にルールを破ることでしか意思表示ができなかった面もあったのではないのでしょうか。それは今現在もあるのではないのでしょうか。当時、私自身もその 1 人だったのかも知れません。

しかし、教育長は当時から強い言葉や強い力で生徒を押さえつける指導に疑問を持ち、時には他の先生と意見を闘わせながら生徒と向き合うことを大切にされていた印象があります。だからこそ伺います。今の子どもたちが自ら考え、対話し、異なる意見とも向き合いながら合意形成を学び、社会に参加していくことについて、どのような教育的価値があるとお考えでしょうか。また、それを御自身の理念に沿って旗を上げ、しっかりと明確に打ち出していくという考えはお持ちでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長、端的にお願いします。

○教育長（石塚智久）

まず、三十数年前の記憶ですけれども、走馬灯のようによみがえってまいります。

学校は、単に知識を学ぶ場だけではございません。先ほどから何度も申し上げますように、民主的な社会を生き抜く「生きる力」を身につけるところでございます。自分の意見を持つこと、相手の意見を尊重すること、そして対話を通してよりよい答えを見いだすこと、本町では、そのような「生きる力」を育む教育を日々の授業の中で、学校生活の中で着実に進めていくということは強くお約束したいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○ 4 番（井上慎司）

これまでの教育長の御答弁、様々な場面で聞いてきましたが、いまいち調整役、管理者、制度の説明といったところに尽きているのかなというのは常々感じていました。私自身は教育長に教育分野のリーダーとしてしっかりリーダーシップを取っていただくために、しっかりと御自身の教育理念に沿った旗を掲げて、これからの教育長としてのお仕事を進めていっていただきたいと思います。その辺に関して、最後に一言、教育長から御答弁をお願いいたします。

○議長（山本研一）

一言、お願いします。教育長。

○教育長（石塚智久）

ありがたい叱咤激励だと理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○ 4 番（井上慎司）

全力で応援しますが、この議場で全て賛成するとは限りません。この議場でしっかり意見を闘わせましょう。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで井上議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を 16 時といたします。

午後 3 時 45 分

○議長（山本研一）

再開します。

午後 4 時 00 分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

5 番、武井正広議員、どうぞ。

○ 5 番（武井正広）

皆さん、こんにちは。5 番、武井正広です。

通告に従いまして 1 つの質問をさせていただきます。

自転車利用ルールの明確化と通学路の登校安全確保について問う。

本年 4 月に自転車関連法令が改正され、罰則が強化されました。町内の県道 78 号線、開成中央通り、町道 249 号線の 3 路線には、自転車と歩行者が共に通行できる広い歩道、自転車歩行者道が整備されていますが、どこを走行すべきか町民の理解が十分とは言えず、戸惑いの声が多いです。

県道 78 号線や開成中央通りには一部ポールによる区分があるものの、限定的で統一性には欠け、夜間の視認性も悪く、自転車の衝突事故もありました。また、町

道 2 4 9 号線の開成南小学校前では、ブロック舗装による色の区分けが色落ちし識別困難となっており、登校時には児童と自転車利用者が混在し、「逆走」などの声が飛び交う状況も確認されています。より明確な色分けや物理的対策の検討が必要ではないでしょうか。

対象路線には県道と町道が混在していますが、町民の安全を守る責任は町にもあります。町が直接対応すべき箇所に加え、県道区間についても県と連携し一体的な改善を図る必要があるのではないのでしょうか。

さらに、町が毎年実施している小学校 4 年生への自転車免許証事業は一定の成果を上げていますが、今回の法改正を踏まえ内容の充実や周知の強化を図るべきではないのでしょうか。

以上について、町の見解と今後の対応を問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

武井議員の御質問、自転車利用ルールの明確化と通学路の登校安全確保について問うにお答えいたします。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる身近で環境に優しい交通手段であります。一般社団法人自転車産業振興協会の調査によれば、国内の保有台数は自動車とほぼ同規模、約 7, 2 0 0 万台とされますが、1 世帯当たりの保有台数は僅かながら減少傾向にあります。使用の用途別では、通勤・通学が減少傾向である一方で、趣味や遊びが急速に伸びております。

交通事故に関しては、警察庁などのデータによれば、全国的に交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、自転車と歩行者の事故件数は増加傾向にあり、交通事故全体に占める自転車に関連する事故の比率は上昇傾向にあります。このような状況下、自転車に関連する事故から命を守るために、令和 6 年 4 月、ヘルメットの着用が努力義務化されました。さらに、自転車に関連する事故と被害に遭われる方を減らすために、令和 8 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。

本町においては、地域や関係機関にも御協力をいただき交通事故の防止など交通安全活動に取り組んでいるほか、町ホームページ等において青切符制度を含めた交通ルールの周知などを通じて交通安全の推進に努めております。町内における自転車に関連する事故の件数は、令和 5 年 1 6 件、令和 6 年 1 3 件、そして令和 7 年 8 件と減少傾向で推移しております。令和 8 年度は、神奈川県交通安全対策協議会が指定する自転車交通事故多発地域の指定から外れたところであります。これも、ひとえに、日頃より開成町交通指導隊や自治会をはじめ、地域や学校関係の皆様が見守り活動などに御尽力いただいているおかげと感謝しております。

さて、自転車歩行者道、すなわち自転車の交通を前提とし車道に併設した幅の広い歩道について、その幅員は道路法に基づき定められた道路構造令において規定さ

れております。歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上となっております。また、通行のルールは道路交通法によって規定されております。

開成中央通りなど自転車歩行者道においては、自転車の通行が認められていることを示す標識が設置され、左右どちらの歩道も走行が可能です。ただし、自転車が右側の歩道を走行し、そのまま右側の車道に下りた場合は逆走となり、通行区分違反として反則金の対象になってしまいます。

また、自転車歩行者道に設置されているポールについては、歩行者の安全を確保することを目的としております。巻き込み事故などを防ぐために、主に交差点部の歩道付近や沿道からの出入口付近に設置しております。従前は歩道への車両の進入を防止するため、町内各所において1か所当たり複数個のポールが設置されていましたが、歩行者の通行に支障があるとの判断から、現在は店舗等への出入りなどのために多くの車両が歩道を横断する箇所のみに設置するようになっております。

なお、ポールのタイプによって反射テープの劣化により光を反射する機能が低下し、夜間の視認性が低下するケースが確認されております。町が管理しているみなみ地区内の開成中央通りと町道249号線におけるポールについては、自治会からの要望を受け、昨年12月、反射テープを巻き直す補修を行いました。開成中央通りのうち県が管理している区間においても反射テープの劣化が確認されたため、県西土木事務所に情報を提供し、現場の確認や対応を依頼したところであります。

また、みなみ地区の開成中央通りと町道249号線の自転車歩行者道については、道路交通法による規定にのっとり、自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するよう誘導するために、歩道の平板ブロックによる色分けやピクトグラムによる表示がなされております。武井議員に御指摘いただきました開成南小学校の北側の歩道に関しては、平板ブロックによる色分けが分かりにくい状況とみなされたことから、松田警察署に対応を相談したところであります。

町内の県道78号線と開成中央通り、町道249号線の自転車歩行者道は、県道と町道が連続して整備されネットワークが形成されております。県とは引き続き様々な連携や調整を図り、町民の安全と安心の確保に努めてまいります。

小学校4年生を対象とした自転車運転免許講習については、交通安全に対する意識を高め、自転車の安全な使用を促し、自転車による交通事故をなくすことを目的に平成19年度から実施しております。内容としては、自転車を使用する際に守らなくてはならないルールや標識に関する学科指導と、校庭における自転車の実技講習を行っております。今般の道路交通法の改正も踏まえ、年齢としては青切符の対象外ではあるものの、改めて交通ルールや、ながら運転の危険性などについて学ぶ貴重な機会と位置づけ、学校や松田警察署と連携を図りながら取り組んでまいります。

交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の周知については、これまでも町ホームページにおける発信や「広報かいせい」への掲載、中学校3年生を対象とした講習

会の開催、さらには町民フェスタにおける啓発活動などを通じて精力的に実施してまいりました。また、これら以外にも、開成町交通指導隊らの御協力を得て自転車運転のマナー向上を促すチラシの配布や、松田警察署開成駅前連絡所におけるポスターの掲示なども実施し、その周知に努めております。

申し上げましたとおり、開成町における自転車に関連する事故の件数は近年減少傾向で推移しておりますが、引き続き警戒を怠ることなく、自転車に関連する事故が多い路線や地点において重点的な街頭指導を実施するなど、さらなる減少を目指して取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○5 番（武井正広）

5 番、武井です。

一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思いますが、まず、前提として反則金、いわゆる青切符が科せられるのは、あくまで悪質、危険な違反が対象であり、実際に全ての違反が直ちに警察の取締りの対象になるというわけではないと思いますが、ただ、ルールは守るべきものであり、より自転車のルールに対して関心が集まっているのは間違いないと思います。ある民間の調査では、高校生を対象にしたものですが、この4月以降、青切符制度導入後に一番気をつけているのは右側通行、逆走だそうです。その上で再質問を行います。

まずは、自転車歩行者道がある大きな道路、中央通り、南小学校前の道路、それから足柄大橋からの道路、皆さん、自転車はどこを走ればよいのか、御理解されていますでしょうか。先ほど右側も走れるという話もありましたけれども、それを聞いていなかったら私も分かりませんでした。どちらを走ったらいいのだろう、右を走ったら逆走かなと。まだ、そういう状況だと思います。

この4月からは、ルールは変わらず青切符制度で反則金の対象になる。そうなのです。私も今まで、本当に考えずに自転車で走っていました。答弁では、今お話ししたように、左右どちらの歩道でも自転車通行可とされています。しかし、知っている人は今、ほとんどいない状況です。私も話をしてもです。一方で、右側の歩道を走ってもいいのだけれども、一歩車道に出してしまうと、もう逆走、違反になるぞという説明もありました。これも、分かるようで分かりづらい。

この複雑なルールこそが、さらに町民を惑わせ、開成南小学校前などでは「逆走だ」などという声も飛び交う混乱の根本原因ではないかと考えています。この仕組みを、まずは子どもたちや町民の皆さんが正確に理解できているとお考えでしょうか。どちらでも走れるという説明だけでは不十分であり、車道侵入時の違反リスクについても自転車ルールとともに町として早急に分かりやすい周知啓発を行うべきだと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

今、武井議員が言われたとおりのことで、やはり多くの町民の方が新しい自転車青切符制度について不安がられているというのは、町のほうでも耳に届いている状況でございます。そういった中で、こちら松田警察署の交通課と連携を取りながら、この7月には老人クラブ連合会、それとパレットガーデン自治会で交通反則制度、いわゆる青切符制度の説明を含む自転車走行のマナーに関する講座を警察と連携して実施いたします。また、8月にはシルバー人材センターの会員の方を対象に同じような講習会、講座を開催して、地道な取組ではありますが、少しずつ周知啓発には努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

様々ないろいろなレベルで周知はしていこうということですが、地道な活動になるということなのですから、そもそも2000年、今から26年前、国土交通省の自転車利用環境モデル都市、「人に優しい」サイクルシティ・かいせい」ということで、これに指定されたわけです。全国で14都市ということを知っています。

自転車の町と言われたこともあるわけで、こういったルール改正、ルールだから守っていく方向をしっかりと周知していくということは、こういう町だからこそ大切だと思います。今までの言われたような周知の仕方と同時に、ぜひ、LINEとかも、もう5,000人も登録されているのですから、そういうところで都度発信しながら、なるべく町民の方に理解をしていただくような活動をしていただきたいと思います。

そこで、次に自転車歩行者道に設置してあるポールについて、もう一回伺いたいと思います。道路が整備されている、それぞれの時代背景はあります。ですから、先ほどの大きな3路線でも、時代背景によってポールが多いところ、ポールがないところ、違うポールがあるところ、これも理解はしています。答弁ではポールは歩行者の安全確保のためとの答弁ですが、夜間の視認性低下をどう改善するのか。

ポールは歩行者の安全確保のために必要箇所に設置しているとの答弁でしたが、実際には、もう本当に反射テープの劣化によりポールが茶色で、夜間の視認性が低下し危険性が増しているとの説明もありました。町として、開成南小学校前の町道249号線は昨年補修したと。あとは、みなみ地区の中央通りも多分、町道なので補修されたのではないのでしょうか、あるところは。ここは、よかった。

しかし、県道であるどんぐり会館から開成小学校までのエリアとか、この辺りの反射材の劣化というのは本当にひどいです。例えば、牛島交差点の南側、ここはぼつんとあったりするのですが、夜間の街路灯も全くないのです。そこで、私の家の近所ですが、夜間、自転車が衝突しまして、女性が救急車で搬送されるほどの事故

もありました。2泊3日で戻ってこられたのですけれども。県道とはいえ、県への確認作業はしているということですのでけれども、どのような対応、改善策を求めているのか、伺います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。

議員御指摘の県が管理しているところの車止め、そして、その部分における反射テープの劣化につきましては、私も現場を確認して、その状況について詳細に神奈川県にお伝えしてございます。その中でいいますと、開成町が行ったように反射テープを巻き直すというのが一番ベターかなと、よろしいのかなと考えておりますので、そういったことも含めてお伝えしているというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ぜひ、早急に県と連携しながら改善していただきたいなど。本当に、そのときの事故は私も見ましたがけれども、もう出血もされて大変な思いをされてしまった。よろしくお願いします。

では、続きまして、改めて伺いますが、南小学校前の朝の登校時、時間帯によっては児童が集中しまして、道幅いっぱいになることも当然あります。自転車は、くねくねと、それを縫うような状況も見られる。こういったことは御存じでしょうか。私も見るがありますし、近隣の方や登校の見守りをされている方々からもこの状況を伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。

今回御質問等をいただいた中で、松田警察署の交通課とはお話しする機会を設けさせてもらって、いろいろな情報交換、意見交換というのをしました。その中で警察の方からは、なかなか朝の状態というのは錯綜していると。いろいろな部分で、開成駅へ向かっていく通勤の方でしょうか、いろいろな部分の中でいうと、交通がだんだん集中してきて、そういったことが地元からも警察に寄せられているというところがあって、幅広の歩道ではありますが、なかなか、そういった部分においてきちんとした対応というのが今後、求められてくるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○ 5 番（武井正広）

そういう状況が、もうあると。相談もしていると。それでしたら、識別困難、ブロックの話なのですが、確かに南小学校の前というのはタイルが、下のブロックが色分けされているのです。最初から。町道ですけれども。ここは自転車だよ、ここは歩行者だよ、ピクトグラムでしたっけ、それもちゃんとあったりする。ただし、もう色の判別がほとんどできない状況。だから、そういうことが起きているということも理解していただいて、警察もそういうことを認識されているということなのですが。

では、例えば今後、今、相談中ということですから、その結果として、今、どういことを改善として必要と考えているのか。例えば、ブロックを再施工するのか、色分けの再塗装が必要なのか、ピクトグラムをもっとたくさんつけるとか、その辺りは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。

開成南小学校の前の歩道について、幅広の歩道の中で車道寄りのところと外側寄りというのですか、そういったところでは色分けがあって、それが整備されていたと。整備された当初については、色分けがはっきりと、ある程度分かるような状況ではあったのですけれども、10年近くなってくると、そこはなかなか劣化等も含めた中でいうと分かりづらくなっているというのがあって、顕著としては南小学校の前があるかなと思います。

これについて、今後どう管理していくかというところで考えた中でいうと、みなみ地区の自転車歩行者道の部分でいいますと、全長で約1.6キロ、両側ですので3.2キロという部分がございます。これを1つには色の、新しく高圧洗浄とか、そういった部分で色を出していくということも1つはあるのですが、ただ、それを状況を見ながらやっていくというのは、なかなか現実的ではないのかなというところもあって。

現状として警察と話している内容でいいますと、それを、例えばですけれども、看板等で明確に、道路交通法に書いてある形の中でいうと「自転車は車道寄りを通行しましょう」とか「徐行しましょう」とかというようなことが1つの手であるのではないかと。ただ、内容については道路交通法に関わることで、警察のいろいろな御意見をいただきながら作っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○ 5 番（武井正広）

今のところは看板という方向なのでしょうか。まだ結論は出ていないということですけれども、地域の方だとか、ふだん見守られている方もそういった声がありますので、何かあってからでは遅いですし、ましてや、こういう青切符制度ができたところでルール徹底というか、みんなが周知することによって「逆走」とか、そういう言葉もなくなるわけですから、ぜひ、そこは進めていっていただきたいなと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、町内の自転車歩行者道は県道と町道が連続して整備されていると。ここがやはり1つポイントでもあるところで、町道のほうは、例えば反射板もやったけれどもと。先ほども県とは様々な連携や調整をしながら町民の安全に努めている、引き続き連携を図っていくと言われましたけれども、連携に努めていくというのは従来からの一般的な表現、こう言うしかないのかもしれないですけれども、あまり具体的なものは感じられないです。例えば、町として、どの箇所を、どのように改善してほしいのかと、いつまでに、どのように要望するのかと、そういう具体的な働きかけの内容を伺いたい。

例えば、少なくとも牛島近辺のあのポールの反射板というのは、もう何年も補修されていません。視認性が悪い悪いと言われながら。県道だからかもしれません。例えば、3路線全てそうですけれども、街路樹も歩道内に大きく張り出していました、自転車でなるべく車道側を走ろうとすると顔にぶつかるのです。幾つも。そういうところも、こういうルール改正をされた以上はきちんと管理していくということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。

県との連携という部分では、その時々状況に応じて、必要に応じてやっていると。ちょっと言い方で、申し訳ございません。必要があるときに必要な内容で連携を図っていくということでございます。

今回、議員の御指摘の中でいうと、車止め以外に、今、開成中央通りの牛島交差点から北に上っていくところの多分、街路樹の話かなと思いますが、ここの部分については、今回、車止めを見ている中で、そういった状況について、こちらも把握したというところがございますので、県には、そういった状況についてはお伝えしているというところがございます。こういった状況の中で、いろいろなところ、町で把握できれば、もしくは町民の方から、いろいろな方から県道に関わる情報等が寄せられましたら、その都度、適切に状況を確認して対応を求めていくという形で詰めていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○ 5 番（武井正広）

よろしくお願いします。

時間も押し迫ってきました。さて、どうしましょう。あと 2 つほどあるのですが。

小学校 4 年生を対象にした自転車運転免許証、20 年近く行われていまして大切な取組と考えています。青切符制度ということで、その中で先日も行われたと思いますが、やはり小さいうちからルールはルールなので、小さい子は青切符の対象にならないけれども理解してもらわなければいけない。だから、そういうところは保護者向けも含めて強化していかなければいけないと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

実は、先日、開成小学校、南小学校の 4 年生を対象に、自転車運転免許講習会は実施させていただきました。なかなか限られた時間の中でということなので、学科については学校の授業の中で先生にお願いしているというのが状況です。当日の実技について、松田警察署の交通課の方と交通指導隊で通行ルールも含めながら詳しく教えているという形です。

今後も青切符制度に限らず、自転車に乗る際の交通ルール、事故に遭わないための標識の見方等々を含めて、関係機関と連携を図りながら、しっかりと小学生にも伝わるように努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○ 5 番（武井正広）

ぜひ、よろしくお願いします。

最後の質問になります。今回、大きな 3 路線を中心に通学路としてみました。それ以外にも、いろいろ見渡しますと町道の登校の歩行ゾーンを記す白線が消えているところが結構あったのです。町にもお知らせさせていただいたことがあるのですが、そういった歩行ゾーンの白線については、例えば、何年に 1 回は点検するなどという町としての基準やルールはあるのでしょうか。もし、ないのであれば、子どもたちの命を守るため、少なくとも例えば年に 1 回、新学期前に全町的に通学路の白線消えチェックを行う仕組みをつくられたらどうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長、端的に答弁をお願いします。

○都市整備課長（高橋清一）

お答えします。

現状、そういった白線を引き直すルールというのはございません。今現在、行っ

ているものについては、五、六年前でしょうか、町全体を調査しまして劣化の状況を把握したところの中で、計画的に引き直しているというところがございます。一方で、いろいろな部分で優先的にやってほしいという御意見もいただきますので、そういったところも含めながら実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○5 番（武井正広）

ありがとうございました。やはり30分、あっという間ですけれども。

開成町、自転車の町ということもありましたし、子どもたちも多いですから、通学も含めて登下校、安全第一になるように、また、自転車のルールの周知というのを、これからもしっかりやっていていただきたいなと。「逆走」などという言葉が出ないように、右を走っていても、ああ、これはこういうルールだよねと分かるように、ぜひ、していていただきたい。私も、ずっと県道78号線を毎日のように走っていて、すごく意識するのですけれども、最近は両側が走れるなどといったことも、なるべく左側を走ったりとか、意識しておりますので、その辺りをぜひ徹底していていただきたいなと思います。

質問は以上となります。

○議長（山本研一）

これで武井議員の一般質問を終了といたします。

続いて、7 番、今西景子議員、どうぞ。

○7 番（今西景子）

皆さん、こんにちは。今西景子です。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

飼う人も飼わない人も幸せな開成町へペット共生について問う。

少子高齢化が進む現代において、日本では15歳未満の子どもの数よりも犬、猫を合わせたペットの飼育数が上回る時代となりました。ペットの存在が人に与えてくれる効果は大きく、子どもの情操教育、飼い主の心身の健康の増進、高齢者の孤独軽減など、科学的にも多くの効果が国内外で示され、その効果から医療、福祉、教育現場でも導入が進んでいます。今やペットは単なる愛玩動物ではなく、共に生きる家族の一員となり、多くの方がペットと幸せに暮らすことを望んでいます。本町では、ペットとの暮らしを重視して移住を決める方も見受けられます。

一方で、散歩時のマナー違反、ふん尿問題、ペットの放棄や脱走、泣き声、咬傷事件などの問題は、行政としても取り組むべき問題であり、ペットを飼わない方の生活環境を守ることも極めて重要であります。

飼う人も飼わない人も幸せに暮らせる社会基盤づくりに本腰を入れて取り組む時期が到来していると考え、ペット共生について次の項目を問います。

1、本町のペット共生に対する考えは。

2、飼う人、飼わない人双方の生活環境を守るための施策は。

3、ドッグイベント、ペット同伴マップなどペット共生をまちの魅力づくりの1つとして捉える考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今西議員の御質問、飼う人も飼わない人も幸せな開成町へ。ペット共生について問うにお答えいたします。

本町は豊かな自然と適度な都市機能を兼ね備えた環境が魅力であり、それゆえ多くの方々にとってペットと共に暮らしやすい町と認識しております。

1つ目の御質問、本町のペット共生に対する考えは、についてお答えいたします。

ペットとの共生とは、人と動物が互いに尊重し合い、心身ともに豊かに暮らせる社会を実現することであると理解しております。ペットを飼育することについては、情操教育上の効果や高齢者の生活の質の向上、心身の健康促進などの点において重要なものと受け止めております。

その上で、ペットとの共生を図るためには、飼い主には終生飼育を前提とし、しつけや健康管理、周囲への配慮を怠らないことが求められ、動物の適正な飼育や周辺環境への配慮などに努めていただきたいと考えております。社会全体としても、動物福祉の視点を相互に持ちながら、マナーを守ることでペットを飼っていない人とも良好な関係を築くことが肝要であると考えております。

次に、2つ目の御質問、飼う人、飼わない人、双方の生活環境を守るための施策は、についてお答えいたします。

開成町では飼い主のマナー向上に向けた取組として、散歩時のマナー違反やふん尿問題、脱走などを防ぐために、犬の登録時には愛犬手帳を配付しております。愛犬手帳には、飼い主が守るべきことや正しい飼育方法、主な病気等が記載されており、飼う人の責務などを認識していただく効果があるものと捉えております。

また、散歩等におけるふん尿問題については、地域の住民からの情報などにも基づき、頻繁に発生する場所には看板を設置し、飼い主への注意を喚起することとしております。このほか、ペットに関するお困り事などについては、必要に応じて神奈川県などと相談しながら問題の解決を図っております。

3つ目の御質問、ドッグイベント、ペット同伴マップなど、ペット共生を町の魅力づくりの1つとして捉える考えは、についてお答えいたします。

本町におきましても、ペットを飼育される住民の生活環境も踏まえ、適切に管理いただくための情報の発信や啓発活動に取り組んでおるところです。また、神奈川県や獣医師会などが主催する動物関連のイベントについては、これまでも情報発信などにおいて協力をしております。御提案いただいたドッグイベントの開催やペット同伴マップの作成については、現時点では具体的な検討はいたしておりません。

町内には50を超える公園があることや、二級河川酒匂川沿いには広い河川敷やサイクリングコースがあること、そして北部地域などには田園が広がり緑も残されていることなどから、ペットと共に暮らす環境としては申し分ないのではないかと捉えております。

なお、災害時におけるペットとの同行避難については、開成小学校、開成南小学校、そして文命中学校に専用の避難場所を設け、受け入れることとなっております。

今後も、ペットを飼う方も飼わない方も共に安心して過ごせる環境の確保に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

開成町は山神町長のリーダーシップの下、たゆまぬ発展を続け、人口2万人時代を迎えようとしています。それに伴い、ペットと暮らす世帯もさらに増えていくことが予想されます。ペットは人の暮らしを豊かにし、生きがいや癒やしを与え、時には人生の伴侶ともなる存在です。

ペットとは、辞書で引くと「愛玩や心を癒やすことを目的として飼育される動物」とありますが、今回、私が一般質問の準備をする中で、ドッグ・アンド・ペットライフアドバイザー兼ペット防災危機管理士1級講師の開成町在住の方ではありますが、この方に心に残る印象的な言葉をいただきました。「ペットとは人と暮らす動物、ペットの後ろには必ず人がいる、ペットとは人と一対である」という言葉です。

ペットについて考えることは、そこにいる人の暮らしや幸せについて考えることであり、だからこそペット共生は動物の問題ではなく人の暮らしの問題であり、行政が取り組むべきまちづくりのテーマであると考えます。ペットを飼う人も飼わない人も共に幸せに暮らせる環境づくりは、開成町の新たな魅力向上につながる大きな可能性を持っていると思っております。

さて、先ほど御答弁の中で、犬の登録時に愛犬手帳を配付し、飼い主のマナー向上や適正に、適正、正しく、適正に正しく飼うと書きまして適正飼育の啓発に努めているとの御答弁をいただきました。この取組、大変重要であり、飼う人も飼わない人も幸せに暮らせる土地づくりの土台になると考えています。

さて、土台となる適正飼育ですが、飼い主の努力だけに委ねるのではなく、行政が寄り添い、正しい知識や情報を届けることで支えていくことも重要なのではないのでしょうか。こちらは、今、開成町で配られている愛犬手帳です。ここには飼い主が守るべきこと、予防接種の義務、散歩中のふんの処理、散歩中のペットを飼わない人への配慮、公園や道路を汚さないためのマナー、さらには災害時の備えなど大切な内容が記載されていること、確認いたしました。

一方で、せっかくいい内容であっても、手に取られて読まなければ十分に効果を

発揮しないと思います。例えば、どなたでも読みやすいように字の大きさを変えるとか、レイアウトの工夫、写真やイラストの活用、カラー化する、またはペット同伴可能町内施設マップをつけるなど、最後まで読みたい、ずっと持っていたい手帳にするための愛犬手帳のアップデートについて提案したいと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、愛犬手帳は、町内で犬を飼う飼い主に対して適正な飼育方法等、法律上の義務などを周知する、飼い主にとっての責務を果たしていただくための重要なツールだと町では認識してございます。改善については、課内でも意見を聞いたところ、当然、時代に合わせて紙でもいいのかというような御意見もいただきまして、確かに、もう時代的にどうなのかといったところも含めて、今回、文字の大きさやデザイン、イラスト、その辺も御指摘いただいた点を踏まえて、見やすく分かりやすくするための検討を今後していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

前向きな御答弁、ありがとうございます。大変期待しております。

次に、散歩時のふんの放置対策について、お伺いいたします。

先ほど町から、散歩時のふん尿問題が発生する場所においては、看板設置により注意喚起を行っているとの御答弁はいただきました。まず、そこでお伺いいたします。ペットのふんの放置に関する苦情や相談など、どの程度寄せられていますでしょうか。また、その件数が増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか、併せてお聞かせください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町に残っているデータとしては、令和5年度から5件程度になってございます。件数的には、記録として残っているものは、それほど変わりがないというか、年数回程度といったところになってございます。ただ、先ほどお話ししています看板設置とかは、当然、そういった記録ではなくて、当然、困ってられるというところでは、電話をいただければすぐにお配りしているようなところもございますので、記録上、残っていないものも数多くあるのかなといったところでございます。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○ 7 番（今西景子）

啓発の看板ですが、設置した後の効果、検証はなされていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

設置後の効果としましては、やはり苦情を寄せられた方からの御意見ですとか自治会からの意見をいただきまして、それなりの検証をしているところでございます。以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○ 7 番（今西景子）

しっかりと検証がなされているということでした。

この看板ですが、町内の今、掲示されている看板、このようなものがあります。

「持って帰ろう、犬のふん」、見えますでしょうか。これ、開成町の美しい町並みにアップデートすることが可能かと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

看板のデザイン、内容なのですが、年代や場所によって統一性がないといえますか、趣旨や形式は看板ごとに変わっているといったところがございます。ただ、やはり注意喚起という看板の役割を重点に置いた結果として、そういった表記になったのかなと考えてございますので、今後も効果的な看板を設置していきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○ 7 番（今西景子）

効果的な、苦情の内容に合わせて看板を設置してくださるということで、大変安心いたしました。

さらに踏み込んで、ふんに対する施策についてお伺いしたいのですが、ふんの放置はペットを飼わない方にとってはとても大きな不快感となり、ペット共生への理解を妨げる大きな要因になります。そこで、犬の散歩利用者が多い場所で、加えて管理者のいる例えば水辺公園などで、民間の施設やペット関連施設で見られるウンチの水洗トイレなどの排せつ物処理設備について、研究、討論するような考えはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ペットのふん尿問題につきましては、住民の皆様の生活環境や地域の美化に関わる重要な課題であると認識しております。町としましては、ペットを飼われる方々に対して、飼い主の責任の下、ふんは基本的には持ち帰っていただくというマナーを徹底していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

おっしゃるとおりだと思います。この提案は多少過剰ではあるかなと思いましたが、しかし、私は、ペットを飼う人も飼わない人も気持ちよく暮らせる環境を実現するためには、最も身近な課題であるふんの放置問題に向き合う必要があると考え提案させていただきました。私が目指したいのは、ふん持ち帰りの看板が増え続ける開成町ではありません。飼い主のマナー向上と地域の理解が進み、いつの日か、ふんの放置を啓発する看板そのものが必要なくなる、そんな飼う人も飼わない人も幸せなまちづくりです。その実現に向けた1つの選択肢として提案させていただきました。

さて、次の質問に移らせていただきます。ペット同行避難について、質問いたします。

まず、同行避難の必要性について申し上げます。過去の災害では、ペットと離れることへの不安から車中泊を続けた結果、エコノミークラス症候群を発症された方や、ペットを残して避難することをためらい、避難が遅れた事例も報告されています。同行避難はペットを守るためだけでなく、飼い主である人の命を守るためにも必要な取組であると考えられています。

また、一般社団法人ペット防災危機管理会では、災害時に行き交ってしまうペットによる咬傷問題、人をかんでしまう問題や、ふん尿による生活環境の悪化、あと動物由来の感染症の発生などを防ぐ観点でも、同行避難の必要性を提唱しています。つまり、ペット防災はペットを飼う方だけのためではなく、飼わない人の安心・安全な避難生活を守るためにも重要な取組であると考えます。

さて、開成小学校、開成南小学校、文命中学校に受入先を設けているとの答弁をいただきました。そこで確認いたします。具体的な運営マニュアルとして、令和2年12月に災害時におけるペット避難訓練職員マニュアル、これが整備されました。こちらの内容、町民には公開または情報提供は、なされていますでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

登録時に愛犬手帳と一緒に、ハンドブックというもので概要版を配付させていた
だっている状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

環境省のガイドラインでもペットの防災は飼い主による備えが基本とされていま
すが、受入方法や具体的なペットの管理場所、受入れ可能頭数など、避難場所
でどのような生活になるかが具体的に見えなければ、平時からの備えも進みません。例
えば、今や、ほとんどのペットは屋内で飼育されています。しかし、避難所はペッ
トの避難場所は屋外なのです。屋外でも日陰なのか、ひなたなのか、屋根があるの
か、そういう情報があるだけで飼い主の備えは変わっていきます。

避難できるにとどまらず、避難所でどのように過ごすのかを町民が具体的にイメ
ージできるように発信し、周知することは、災害時の混乱防止と飼い主の自助、そ
して防災力の向上につながると考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに、ハンドブックだけでは情報的に不十分というところも見受けられるのか
なと思います。先ほど答弁で愛犬手帳の見直しといったところも御意見いただい
ておりますので、併せて、そういったものの確認が取れるような形で検討を進めてい
ければと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

大変安心しました。ありがとうございます。

さて、避難所では大型犬が対象になっていないように見受けられましたが、大型
犬の対応をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

受入れ時の条件としましてはケージに収まることといったところがござい
ますので、そこを条件的にクリアができて、あと、避難所ではスペースもある程度限られ

てございますので、そういった問題がクリアになれば受入れすることも可能ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

ほっと胸をなで下ろした方もいらっしゃると思います。ありがとうございます。

さて、2016年の熊本地震や2024年の能登半島の地震では、ペットと離れることへの不安から車中泊を続け、エコノミークラス症候群を発症された方も報告されています。ペットがいることで避難をためらい、二次災害で亡くなった方もいらっしゃいます。

こうした状況を受け、近年ではペットと同じ空間で避難できるペット同伴避難所の整備を進める自治体も増えています。直近では大磯町で、町内の室内競技場をペットと同じ室内に避難できるペット同伴避難所として指定しております。お隣、南足柄市では、ペット同室の避難訓練まで始まっております。今後、選択肢の1つとして開成町でも研究、討論していくお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに、御意見のとおり、近隣市・町で同伴避難の取組が進んでいるという情報は承知してございます。ただ、開成町におきましては、なかなか避難所の確保をするといったところが困難なため、同行避難として考えているところでございます。

また、あわせて、御親戚や御友人宅の避難、こういったところも検討していただきたいということで愛犬手帳等にも記載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

承知いたしました。ペット同室避難、大変注目されています。採用されている自治体の動きに注視していただきたいと思います。

さて、最後にドッグイベントの開催についてお伺いいたします。

ドッグイベントは、町の魅力向上だけでなく、マナー啓発や防災に関する情報発信の場としても有効であると考えています。先ほど町から、現時点ではドッグイベント開催について具体的な検討はしていないとの御答弁をいただきました。開成町には多くの公園があり、河川敷があり、豊かな田園風景など、ペットと暮らす方には魅力的な環境です。私は、ドッグイベント開催で、開成町はペットフレンドリーな町という新たな魅力を発信する可能性を十分に持っていると考えます。

また、イベントは楽しむ場だけでなく、災害への備え、同行避難の周知、飼い主のマナーの啓発、適正飼育の普及など、飼い主が学べる絶好の機会になると思っております。お隣、大井町では、産業まつりにおいてドッグランを開催するなど、地域イベントとペットイベントを組み合わせた取組も行われています。開成町の新たな魅力づくりの1つとして、ドッグイベントの開催などについて研究、検討していくお考えはないか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町長答弁のとおり、現在、具体的な計画は持ってございません。ただ、ペットは町民の生活において重要な存在である、そしてペットに関する課題が行政においても関心を持たれていることは十分承知しておりますので、近隣の実施機会が増えてきているというのは承知してございますので、実施した自治体の情報を入手しながら開成町での必要性を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

前向きな御答弁、ありがとうございます。ドッグイベントは、単にペットを飼う方が楽しむだけのイベントではありません。飼い主のマナー啓発や適正飼育の普及、避難時の同行避難に関する周知など地域課題にもつながる取組であり、さらに町の魅力発信にもつながる可能性を持っていると思います。開成町らしい形で進めていただけることを期待しております。

さて、最後に町長にお伺いいたします。本日はペット共生をテーマに、マナー啓発、防災、そしてペットフレンドリーな町という新たな魅力創出の可能性について質問させていただきました。近年、ペットは大切な家族として位置づけられ、ペットとの暮らしを重視して居住地を選ぶ、移住してくる方もいらっしゃいます。一方で、ペットを飼わない方への配慮も欠かすことはできません。ペットについて考えることは、そこに暮らす人々の生活や幸福について考えることでもあります。だからこそ、ペット共生の問題は人の暮らしの問題であり、行政が向き合うべきまちづくりのテーマであると考えます。

また、ペット防災も、ペットを飼う方のための取組ではなく、かんでしまう、咬傷事件の防止、衛生環境への配慮、災害時における全町民のためのものです。飼う人への支援とルールづくりは重要であり、それは結果として飼わない方の安心・安全な生活環境を守ることにもつながります。このことにつきまして、最後に、開成町の今後のペット共生の在り方について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ペットの共生という点に関しましては、当初答弁で申し上げたとおりでございます。飼う人も飼わない人も、お互いに尊重しながら、ルールを守りながら安全で安心して暮らしていけるような環境づくりに努めるのが町の役割かなと思っております。

また、ドッグイベント等を町の魅力としてというあたりにつきましては、今後の課題というか、可能性としては探ってみたいなとは思いますが、現時点におきましては、直近、開成町あじさいまつりにおきましても過去最多の方に御来場いただく等々、開成町の知名度アップ、魅力度発信、そういった観光事業振興という意味では、いいあंबいで、いい展開ができていると自負しております。その中で、ペットというものがどのように位置づけられるかというものも、今後の研究課題として承ればとも思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

7 番、今西議員。

○7 番（今西景子）

町長のお考え、聞かせていただきました。もっとペット共生なペットフレンドリーな開成町へ、もっと行きましょう。飼う人も飼わない人も幸せな開成町になることを望み、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで今西議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本6月定例会議に付議された案件の議案は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午後4時58分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員